

# 令和4年度 第1回 南河内地域水防災連絡協議会（書面開催）

## 議事内容

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1. 【議案事項】書面開催について    | 資料 1 |
| 2. 【報告事項】行政WGの結果について | 資料 2 |

### 【議案事項】

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 3. 南河内地域水防災連絡協議会規約の改正（案）について     | 資料 3  |
| 4. 5年間（R4～R8）で実施する具体的な取組み（案）について | 資料 4  |
| 5. 令和4年度大阪府水防計画の改定について           | 資料 5  |
| 6. 令和4年度の事業予定箇所について              | 資料 6  |
| 7. 令和3年度の河川施設点検結果について            | 資料 7  |
| 8. 流域治水の推進について                   | 資料 8  |
| 9. 大阪タイムライン防災プロジェクトについて          | 資料 9  |
| 10. 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について      | 資料 10 |
| 11. 洪水浸水想定区域の指定拡大について            | 資料 11 |

### 【情報提供】

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 12. 雨水出水浸水想定区域の指定について          | 資料 12 |
| 13. 水防災情報システムの再整備について          | 資料 13 |
| 14. 防災気象情報の改善策と取組について（大阪管区気象台） | 資料 14 |

## 資料1

### 【議事事項】 書面開催について

新型コロナウィルス感染症への対応により、協議会構成員  
が一同に会しての開催が困難であることから、協議会規約  
第7条第6項により協議会構成員に書面開催の同意を求めます。

## 資料一2

### 【報告事項】 行政WGの結果

令和4年度 第1回 南河内地域水防災連絡協議会行政WG

日時：令和4年5月24日（火）14：00～15：50

場所：南河内府民センター 3階講堂（Web開催併用）

（議事概要）

#### 協議事項

##### 1. 水防災連絡協議会規約改正について

- 規約の改正（組織改編、事務分掌の変更による協議会、行政WGの構成員名の修正）  
について事務局より資料提供し、各構成員の確認を受ける。

##### 2. 概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況について

- 事務局より資料提供し、趣旨説明を行う。（質疑無）

##### 3. 令和4年度大阪府水防計画の改定概要について

- 事務局より資料提供し、概要について説明を行う。（質疑無）

##### 4. 令和4年度事業予定箇所について

- 事務局より資料提供し、概要について説明を行う。（質疑無）

##### 5. 令和3年度の河川施設点検結果について

- 事務局より資料提供し、概要について説明を行う。（質疑無）

##### 6. 流域治水の推進について

- 事務局より資料提供し、概要について説明を行う。
- 建築指導室より特定都市河川浸水災害対策法の今後のスケジュールについて確認があり説明を行った。

##### 7. 大阪タイムライン防災プロジェクトについて

- 事務局より資料提供し、概要について説明を行うとともに、各市の状況の確認をした。  
(質疑無)

### 8. 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について

- ・事務局より資料提供し、概要について説明を行う。（質疑無）

### 9. 洪水浸水想定区域の指定拡大について

- ・事務局より資料提供し、概要について説明を行う。（質疑無）

### 10. ため池の利活用について

- ・事務局より資料提供し、概要について説明を行う。
- ・南河内農と緑の総合事務所より治水活用の対象となるため池について質問があり説明を行った。

（情報提供）

- ・雨水出水浸水想定区域の指定（大阪府下水道室より）
- ・水防災情報システムの再整備、流域治水支援施策及び地方債の活用など（河川室より）
- ・キキクル表示や大雨特別警報（浸水害）の指標などの防災気象情報に関する取組（大阪管区気象台より）

以上

## 南河内地域水防災連絡協議会規約（案）

### （名称）

第1条 本協議会の名称は、南河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

### （用語の定義）

第2条 この規約において「南河内地域」とは、協議会で防災・減災対策に取組む地域とし、別図に示す地域をいう。

### （目的）

第3条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「南河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水や土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

### （組織）

第4条 協議会は、「南河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会に、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会は、構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを設置することができるものとする。

### （協議会での連絡協議事項）

第5条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「南河内地域」における防災・減災対策の取組に関する事項
- (2) 各市町村間の情報連絡系統の整備に関する事項
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材の情報交換に関する事項
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等の情報交換に関する事項
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知に関する事項
- (6) 南河内地域に関する雨量、水位等の情報伝達に関する事項
- (7) その他協議会の目的達成に必要と認める事項

### （行政WGでの検討事項）

第6条 行政WGは、前条第1号から第4号の事項において、次の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機

関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「南河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他大規模な災害に関する防災・減災対策に関する必要な事項

(協議会)

第7条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に、会長を置き、会長には大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 会長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第8条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 議長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第9条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第12条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とす

る。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、大阪府富田林土木事務所に置く。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

附 則

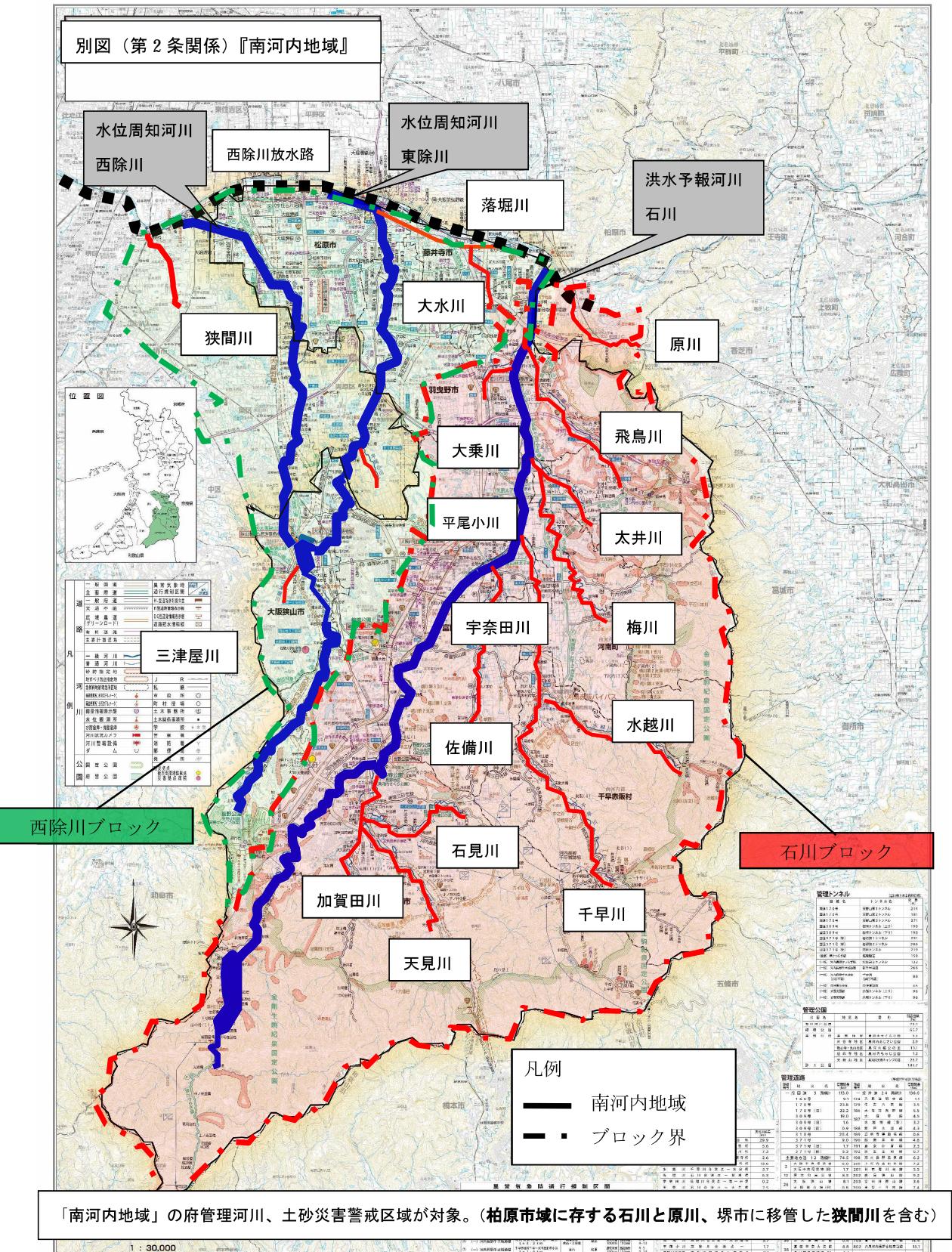
この規約は、平成 3年5月27日から施行する。  
この規約は、平成12年4月13日から施行する。  
この規約は、平成13年6月14日から施行する。  
この規約は、平成16年6月11日から施行する。  
この規約は、平成21年6月11日から施行する。  
この規約は、平成23年6月23日から施行する。  
この規約は、平成30年1月29日から施行する。  
この規約は、平成30年5月31日から施行する。  
この規約は、令和元年5月29日から施行する。  
この規約は、令和2年5月28日から施行する。  
この規約は、令和3年6月8日から施行する。  
この規約は、令和4年3月25日から施行する。  
この規約は、令和4年〇月〇〇日から施行する。

別表1（第7条関係）

（自治体）
大阪府知事
富田林市長
河内長野市長
松原市長
羽曳野市長
藤井寺市長
大阪狭山市長
太子町長
河南町長
千早赤阪村長
堺市長
大阪市長
柏原市長
（自治体関係）
大阪府富田林土木事務所長
大阪府南河内地域防災監
大阪府八尾土木事務所長
大阪府中河内地域防災監
大阪府南部流域下水道事務所長
大阪府南河内農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
大阪府富田林保健所長
（国関係）
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長
気象庁大阪管区気象台長
（警察機関）
大阪府羽曳野警察署長
大阪府富田林警察署長
大阪府松原警察署長
大阪府黒山警察署長
大阪府河内長野警察署長
大阪府柏原警察署長
（消防機関）
堺市消防局消防長
富田林市消防本部消防長
河内長野市消防本部消防長
松原市消防本部消防長
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長
（占用事業者）
大阪広域水道企業団南部水道事業所長
関西電力送配電株式会社 大阪支社 東大阪地域統括長
<u>大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部長</u>
河内長野ガス株式会社 導管事業部維持保安担当課長
西日本電信電話株式会社関西支店 設備部災害対策室長
（運輸事業者）
近畿日本鉄道株式会社 工務課長
南海電鉄株式会社 工務課長
近鉄バス株式会社 松原営業所 所長
南海バス株式会社 河内長野営業所 所長
金剛自動車株式会社 運輸部 所長

別表2（第8条関係）

(自治体関係)
大阪府南河内地域防災担当参事 兼 大阪府富田林土木事務所 地域支援・企画課長
大阪府富田林土木事務所 建設課長
大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 建設課長
大阪府中河内地域防災担当参事 兼 大阪府八尾土木事務所 地域支援・企画課長
大阪府八尾土木事務所 建設課長
大阪府都市整備部事業調整室 都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事
大阪府下水道室 事業課長
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室 審査指導課長
大阪府危機管理室防災企画課参事
大阪都市計画局計画推進室 計画調整課 参事
大阪府南部流域下水道事務所 建設課長
大阪府南河内農と緑の総合事務所 地域政策室 室長
富田林市 危機管理官
富田林市 産業まちづくり部長
河内長野市 危機管理監
河内長野市 都市づくり部長
松原市 副理事兼危機管理課長
松原市 上下水道管理課長
羽曳野市 危機管理室長
羽曳野市 下水道部長
藤井寺市 危機管理監
藤井寺市 都市整備部長
大阪狭山市 危機管理室室次長
大阪狭山市 水資源部治水対策グループ課長
太子町 まちづくり推進部長
太子町 政策総務部長
河南町 総合政策部長
河南町 まち創造部長
千早赤阪村 危機管理課長
千早赤阪村 施設整備課長
堺市 危機管理室長
堺市 土木部長
堺市 下水道管路部長
大阪市 危機管理室 防災計画担当課長
大阪市 建設局企画部 工務課長
柏原市 危機管理監
柏原市 都市デザイン部長
柏原市 上下水道部長
(国関係)
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 事業対策官
大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官



1 : 30,000

規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
附 則	附 則	
<p>この規約は、平成 3年5月27日から施行する。</p> <p>この規約は、平成12年4月1 3日から施行する。</p> <p>この規約は、平成13年6月1 4日から施行する。</p> <p>この規約は、平成16年6月1 1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成21年6月1 1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成23年6月2 3日から施行する。</p> <p>この規約は、平成30年1月29日から施行する。</p> <p>この規約は、平成30年5月3 1日から施行する。</p> <p>この規約は、令和元年5月29日から施行する。</p> <p>この規約は、令和2年5月28日から施行する。</p> <p>この規約は、令和3年6月 8日から施行する。</p> <p>この規約は、令和4年3月25日から施行する。</p>	<p>この規約は、平成 3年5月27日から施行する。</p> <p>この規約は、平成12年4月1 3日から施行する。</p> <p>この規約は、平成13年6月1 4日から施行する。</p> <p>この規約は、平成16年6月1 1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成21年6月1 1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成23年6月2 3日から施行する。</p> <p>この規約は、平成30年1月29日から施行する。</p> <p>この規約は、平成30年5月3 1日から施行する。</p> <p>この規約は、令和元年5月29日から施行する。</p> <p>この規約は、令和2年5月28日から施行する。</p> <p>この規約は、令和3年6月 8日から施行する。</p> <p>この規約は、令和4年3月25日から施行する。</p> <p><u>この規約は、令和4年〇月〇〇日から施行する。</u></p>	

現行規約	別表1（第7条関係）	別表1（第7条関係）	改正案規約	備考
	(占用事業者) 大阪広域水道企業団南部水道事業所長 関西電力送配電株式会社 大阪支社 東大阪地域統括長 大阪力士バス株式会社 ネットワークセンター 南部導管部部長 河内長野ガス株式会社 導管事業部維持保安担当課長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部災害対策室長	(占用事業者) 大阪広域水道企業団南部水道事業所長 関西電力送配電株式会社 大阪支社 東大阪地域統括長 <u>大阪力士ネットワーク株式会社 南部事業部部長</u> 河内長野ガス株式会社 導管事業部維持保安担当課長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部災害対策室長		
	別表2（第8条関係）	別表2（第8条関係）	別表2（第8条関係）	

## 目標を達成するために概ね5年間(R4~8)で実施する具体的な取組

【資料4】

具体的な取組の柱 事項	具体的な取組	主な取組内容
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 ①情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの構築)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年6月から石川、西除川、東除川のホットラインを実施中。</li> <li>・ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する</li> <li>・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す</li> </ul>	
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)【広域】	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町村に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用】 タイムラインを風水害時や訓練等で運用し明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ避難指示の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。</p>	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)【市町村域】	<p>【避難情報発表型タイムラインの作成】 ・石川、西除川、東除川のタイムラインを実際に運用を行い順次改善をしていく ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す</p> <p>【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難情報発表の発令基準やタイムラインの見直し等を実際の運用や訓練を通じ順次改善をしていく</p>	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う</p> <p>【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する</p>	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (土砂災害タイムライン)【市町村域】	<p>【タイムラインの活用】 ・土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難情報発令の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する ・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る</p>	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (土砂災害対応タイムライン)【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】 ・土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う ・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る</p> <p>【タイムラインの活用】 ・地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく実災害や避難訓練等を検討し、実施する ・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る</p>	
水害危険性の周知促進	<p>【水位周知河川の拡大】 想定最大規模を対象とした浸水想定区域図を踏まえて検討予定</p>	
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	<p>【情報提供の拡大】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大</li> <li>・防災情報メールの情報提供内容の充実</li> <li>・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報）</li> <li>・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新）</li> <li>・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システム更新）</li> </ul> </p>	

## 目標を達成するために概ね5年間(R4~8)で実施する具体的な取組

【資料4】

具体的な取組の柱 事 項	具体的な取組	主な取組内容
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等		災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）		<p>【避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未達成の市町村へのフォロー及び新たに建設される要配慮者施設への提出を引き続き促していく</li> <li>・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。</li> <li>・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる</li> </ul>
<b>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>		
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知		公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う
水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用		<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合、その区域にある市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知</li> <li>・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知</li> <li>・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知</li> <li>・市町村はハザードマップへの浸水実績の反映を検討する</li> <li>・市町村において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施</li> <li>・今後もHM作成に必要となる情報を市町村と情報の共有を行っていく</li> </ul> <p>【土砂災害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知</li> <li>・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知</li> <li>・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる</li> <li>・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施</li> </ul>
浸水実績等の周知		協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。過去の災害情報をHMなどで周知していく
災害リスクの現地表示		災害リスク低減に寄与する情報(避難所の案内看板・まるごとまちごとハザードマップなど)の現地表示を行う
防災教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化</li> <li>・引き続き、市町村の小学校で出前講座などによる防災教育の推進</li> </ul>
システムを活用した情報共有		土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成を働きかけていく
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進		達成できていない団体へ支援を行うとともに、警戒区域が更新された場合、関係市町村と連絡を取り更新をしていく。

## 目標を達成するために概ね5年間(R4~8)で実施する具体的な取組

【資料4】

具体的な取組の柱 事項	具体的な取組	主な取組内容
(2) 的確な水防活動のための取組		
①水防体制の強化に関する事項		
水防に関する広報の充実（水防回確保に係る取組）		協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する
水防訓練の充実		協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する
水防関係者間での連携、協力に関する検討		大和川地域防災総合演習、市町村による水防演習について、コロナ禍の影響で大人数での訓練の制限があつたが、今後コロナ禍が収まりを見極め、風水害訓練等を実施、職員の習熟を図っていく。
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施</li> <li>・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討</li> <li>・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る</li> </ul>
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎や病院など改築に合わせて実施するなど順次拡大していく</li> </ul>
(3) 沈澱水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
沈澱水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施</li> <li>・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成</li> <li>・排水計画の実施</li> </ul>
浸水被害軽減地区の指定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供</li> <li>・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供</li> <li>・浸水被害軽減地区の指定を検討、実施</li> <li>・他事例の情報収集、共有</li> </ul>
流域全体での取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストック（調整池等）を活用した治水対策を推進する</li> <li>・ため池の治水活用の推進</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利水ダムにおける事前放流の更なる推進【新規項目】</li> </ul>
	○狭山池ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風接近時に実施する事前放流について平成29年度から関係機関との協議を開始</li> <li>・令和元年10月に初めて、台風接近前に貯水位を1m下げる事前放流を実施。</li> <li>・令和3年度から、3日前から1日前までに計画降雨相当の降雨が見込まれる場合にも、事前放流を実施することになった。</li> </ul>
	○滝畠ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画降雨相当の降雨に対する事前放流について検討を実施中。</li> </ul>
	雨水貯留浸透施設の整備等	
	下水道等の排水施設の整備	
土地利用誘導		立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する

## 目標を達成するために概ね5年間(R4~8)で実施する具体的な取組

【資料4】

具体的な取組の柱 事項	具体的な取組	主な取組内容
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項 河川管理施設の整備等に関する事項	堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する</li> <li>・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める</li> <li>・河川特性マップの周知及び共有</li> <li>・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有</li> <li>・河川砂防・下水施設等の整備については、「西除川ブロック」「石川ブロック」流域治水管理図に基づき推進する</li> </ul>
	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行整備内容（余裕高部、パラベット、天端部の補強等）の協議会での共有</li> <li>・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討</li> <li>・河川砂防・下水施設等の整備については、「西除川ブロック」「石川ブロック」流域治水管理図に基づき推進する</li> </ul>
	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設を抽出する。</li> <li>・下水道管理者が管理する樋門等の操作規則策定を推進</li> </ul>
	施設管理の高度化の検討	<p>【施設管理におけるドローンの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する</li> <li>・今後も市町村と連携することで連携を強化していく</li> </ul>
(5) 減災・防災に関する国の支援 減災・防災に関する国の支援	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	新たな補助金制度など創設されれば周知を行っていく
	適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク表示図の公表を実施</li> <li>・関係機関（市町村開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知</li> <li>・開発申請者などへのリスクの周知</li> <li>・新たなHMを作成するときなど適時最新の情報を周知していく</li> </ul>
	補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町村は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。また、新たな補助制度など創設されれば周知を行っていく</li> </ul>

# 令和4年度版大阪府水防計画 改定の概要

資料-5

## 【本編】

- 水防法の改正に伴う記載の変更（第1章第2節、同第3節、第17章第1節（ほか）
  - 洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大等に関する記載の追加（水防法第14条関係）
    - ・洪水予報河川、水位周知河川に加え、被害が生じるおそれのある河川を追加。
  - 浸水想定区域における円滑な避難の確保等に関する記載の追加（水防法第15条関係）
    - ・市町村地域防災計画に、洪水予報、水位到達情報に加え、人的被害が生じるおそれのある洪水や雨水出水、高潮に関する情報の伝達方法を定める旨の記載を追加。
  - 要配慮者利用施設の利用者の避難確保等に関する記載の追加（水防法第15条の3関係）
    - ・市町村長による避難確保計画や避難訓練の内容への助言・勧告に関する記載を追加。
- 用語の統一（第1章第2節、第5章第6節（ほか）
  - 内閣府「避難情報に関するガイドライン」の改正に伴う用語の統一
    - ・高潮氾濫危険水位 → 高潮特別警戒水位
- 各機関の組織変更や改称、連絡先等の修正（第2章第1節（ほか）
  - 府、市町村等の組織名や連絡先等を最新の情報に修正

## 令和4年度版大阪府水防計画 改定の概要

### 【資料編】

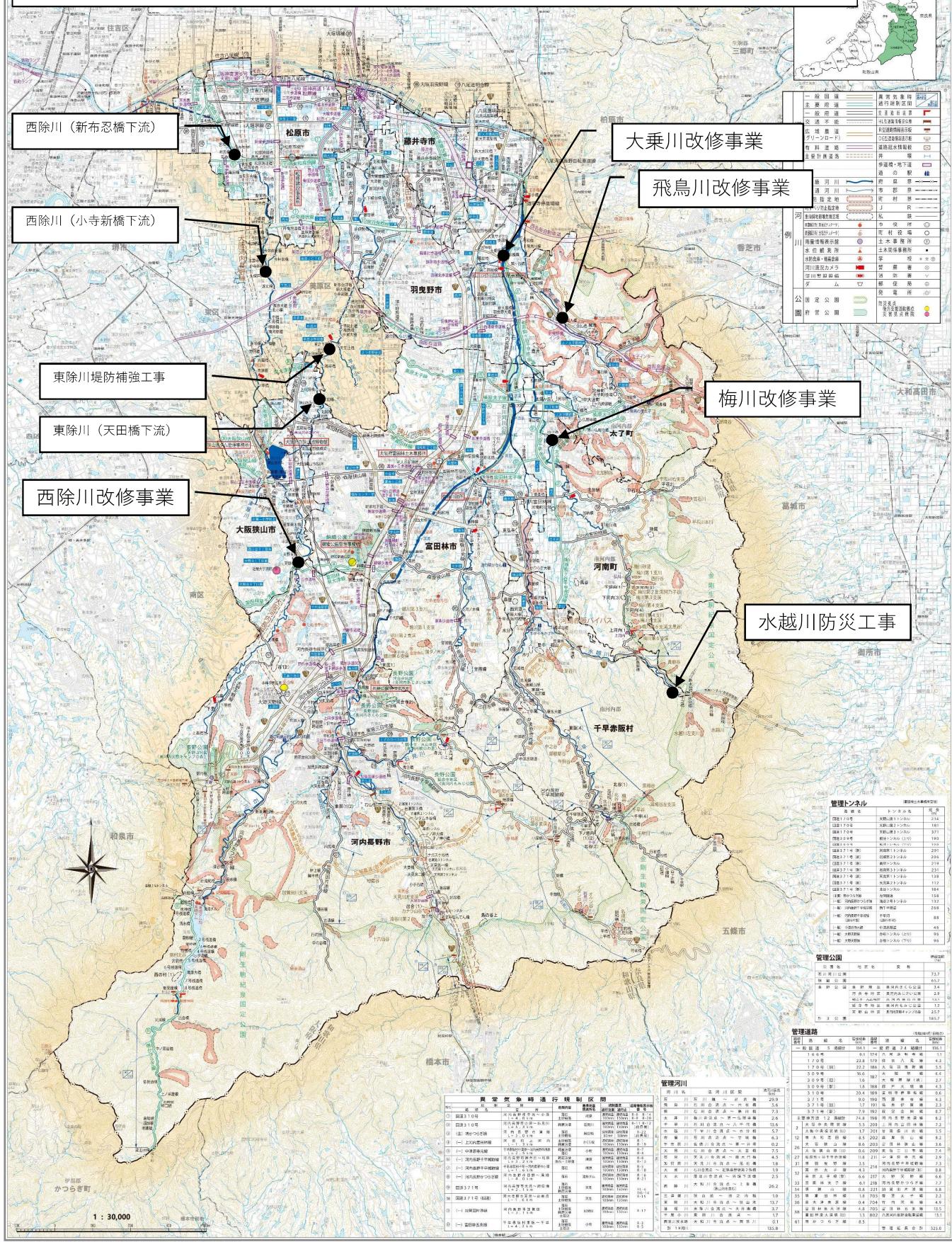
- △ 安威川ダムの試験湛水開始による記載の追加
  - 「第8表 ダム一覧表」に安威川ダムを追加
  - 「水門操作協定書等」に安威川ダムの操作要領（案）と操作運用（案）を追加 など

## 資料-6

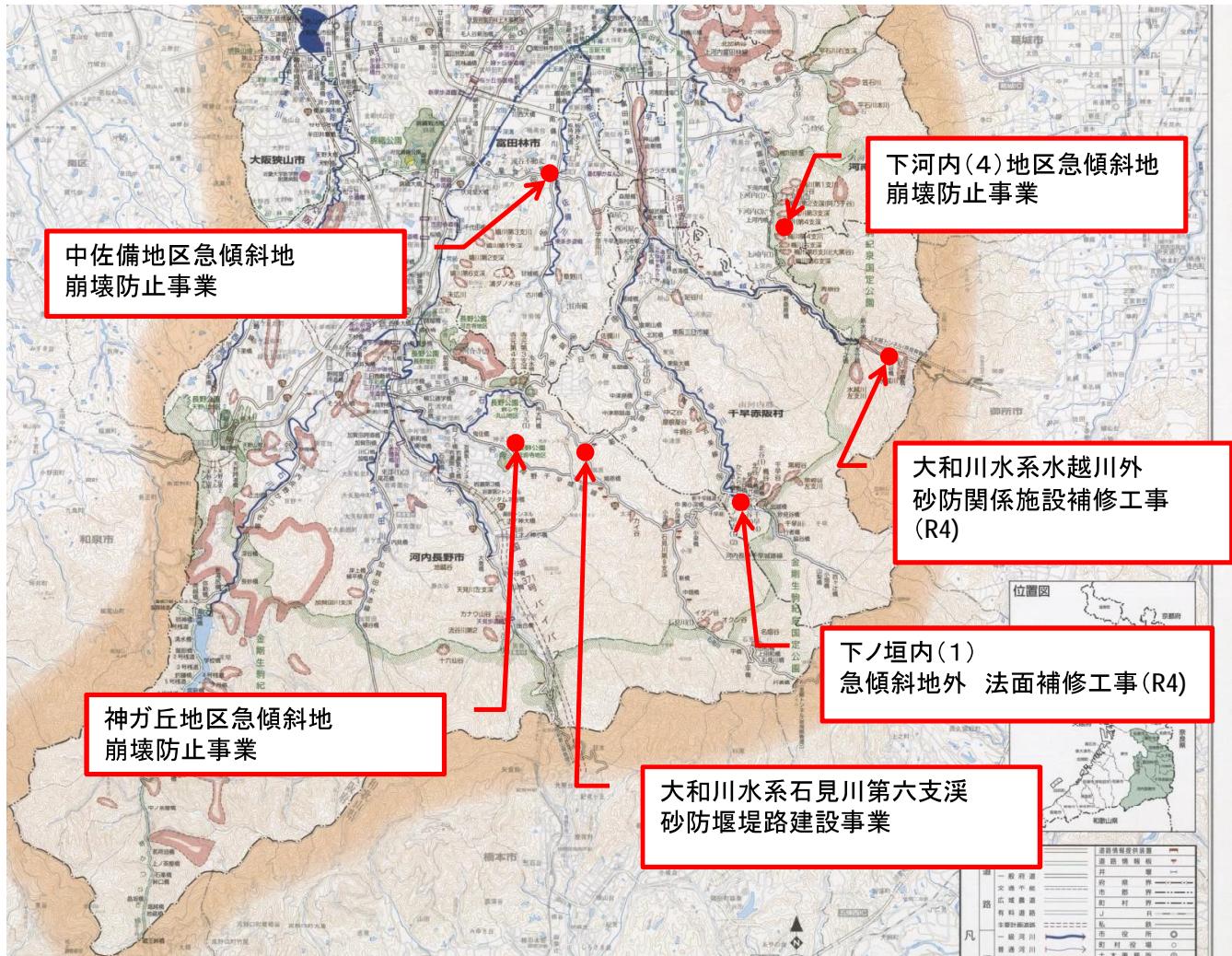
令和4年度事業予定箇所

# 富田林土木事務所管内図

## 令和4年度の主な事業予定箇所（河川関連事業）



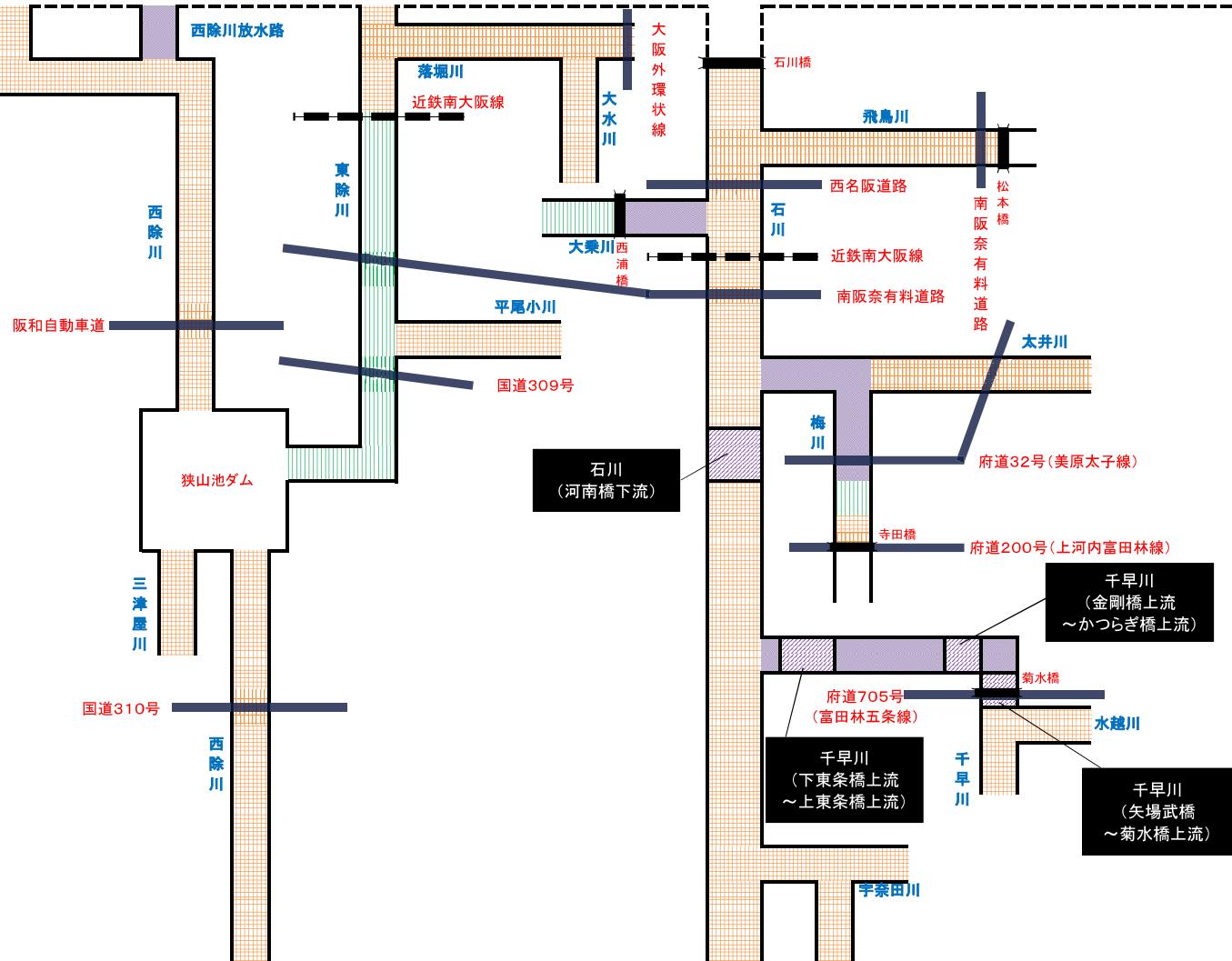
## 令和4年度の主な事業予定箇所(砂防関連事業)



## 河川特性マップ(河川の堆積土砂除去要対応箇所図)

富田林土木事務所管内

大和川



対策優先箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響を考慮し、計画的に対策を講じていく箇所

(その他の区間においては、適宜、河道内の状況を確認の上、土砂の堆積状況等を踏まえ、必要に応じ対策を実施)

<b>【凡例】</b>	—— : 大阪府 管理河川
	- - - : 国 管理河川
	: 対策優先箇所
	: 堆積傾向
	: 低下傾向
	: 洗掘箇所、堆積箇所 が点在

天見川  
(新臺多橋上下流)

天見川  
(三日市新橋～平和橋上流)

滝畠ダム

天見川

加賀田川

南海高野線

美加の橋

今後の調査により場所は変更する可能性あり

## 資料-7

R3年度 河川施設の点検結果箇所一覧表

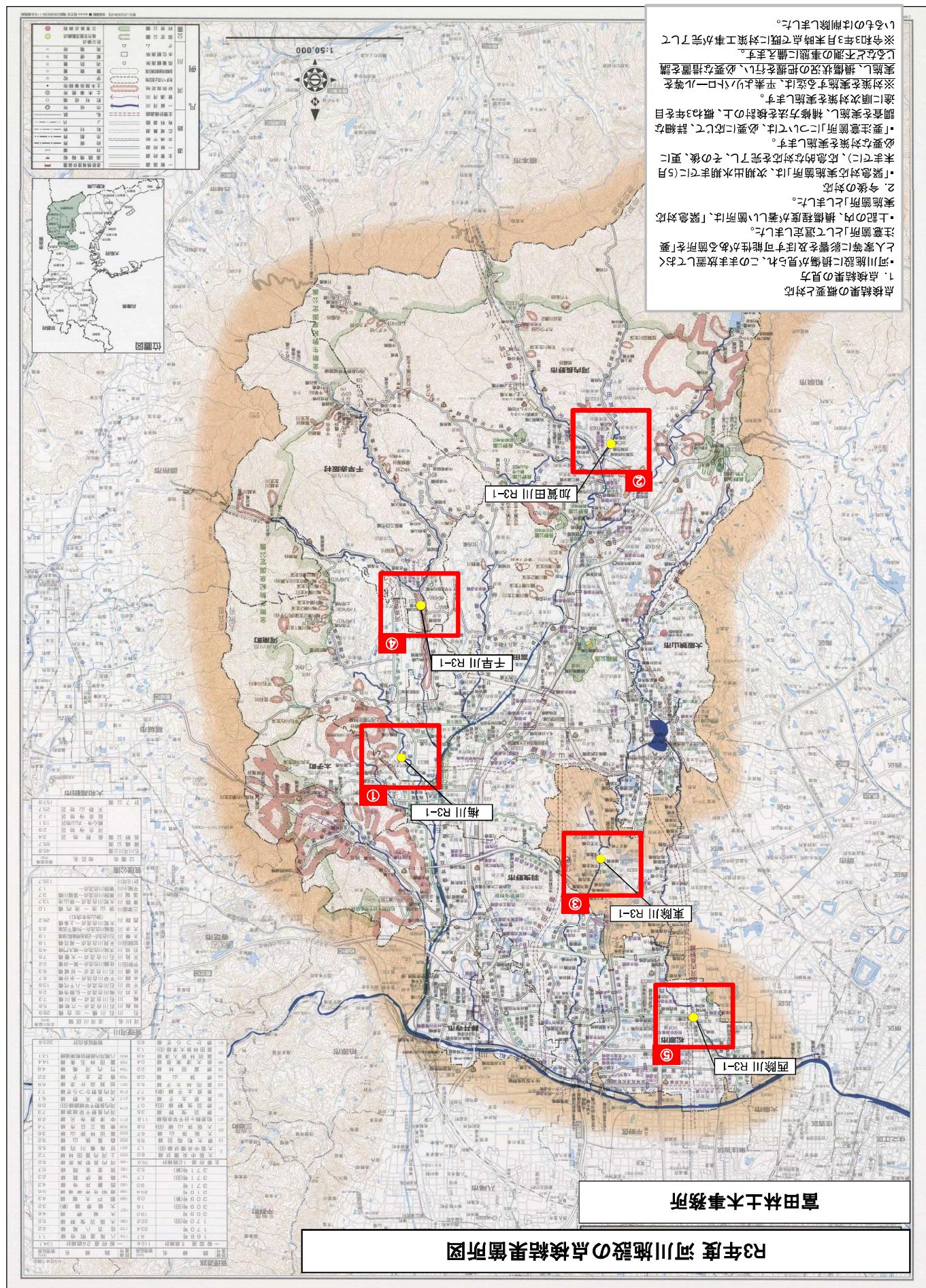
事務所名	施設の種類	河川・砂防箇所名一番号	場所	状況	点検結果への対応	点検結果(R4年3月末時点)	完了予定	公表年月
1 富田林土木事務所	河川	梅川 - R3-1	河南町 東山	大宝橋から上流40m地点の左岸	護岸の損傷	B 次期出水期までに 応急対応を実施予定	R6年5月	R4年3月
2 富田林土木事務所	河川	河内長野市 加賀田川 - R3-1	河内長野市 加賀田川	加塙橋から下流直下の右岸	河床の洗掘	B 現地調査済み	対応時期検討中	R4年3月
3 富田林土木事務所	河川	東除川 - R3-1	堺市 美原区平尾	平尾北橋から下流120m地点	河床の洗掘	B 次期出水期までに 対策を実施予定	R4年5月	R4年3月
4 富田林土木事務所	河川	千早川 - R3-1	千早赤阪村 水分	甲取橋から上流50m地点	河床の洗掘	B 現地調査済み	対応時期検討中	R4年3月
5 富田林土木事務所	河川	西除川 - R3-1	松原市 東新町4丁目	新町歩道橋から上流30m地点	護岸の損傷	B 現地調査済み	R3年5月	R4年3月

点検結果への対応

A 緊急対応箇所 次期出水期(5月末)までに応急的な対応を完了し、補修方法等の検討を行い概ね3年を目途に順次対策を実施します。

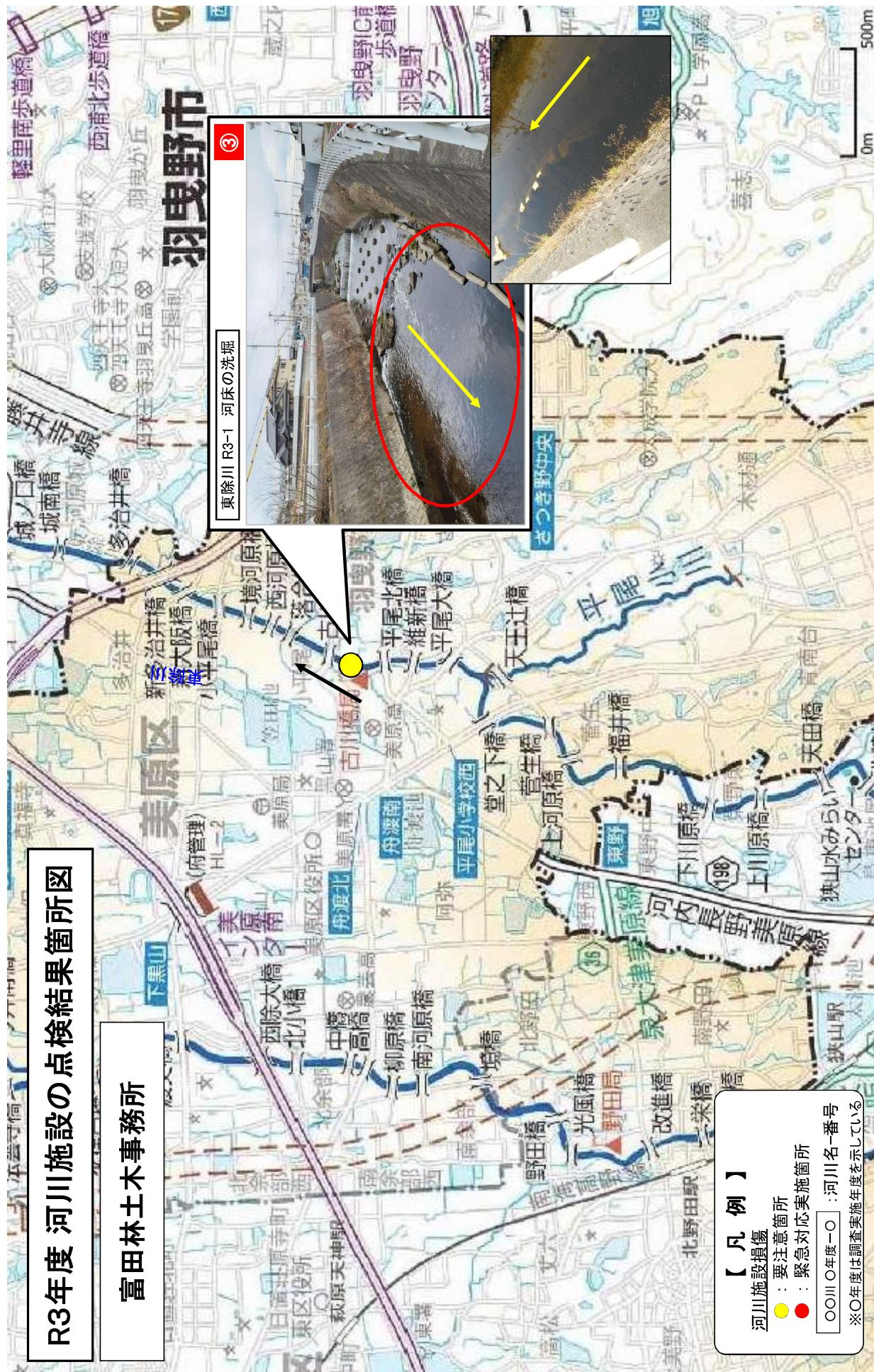
B 要注意箇所 必要に応じ詳細な調査を実施し、補修方法等の検討を行い概ね3年を目途に順次対策を実施します。

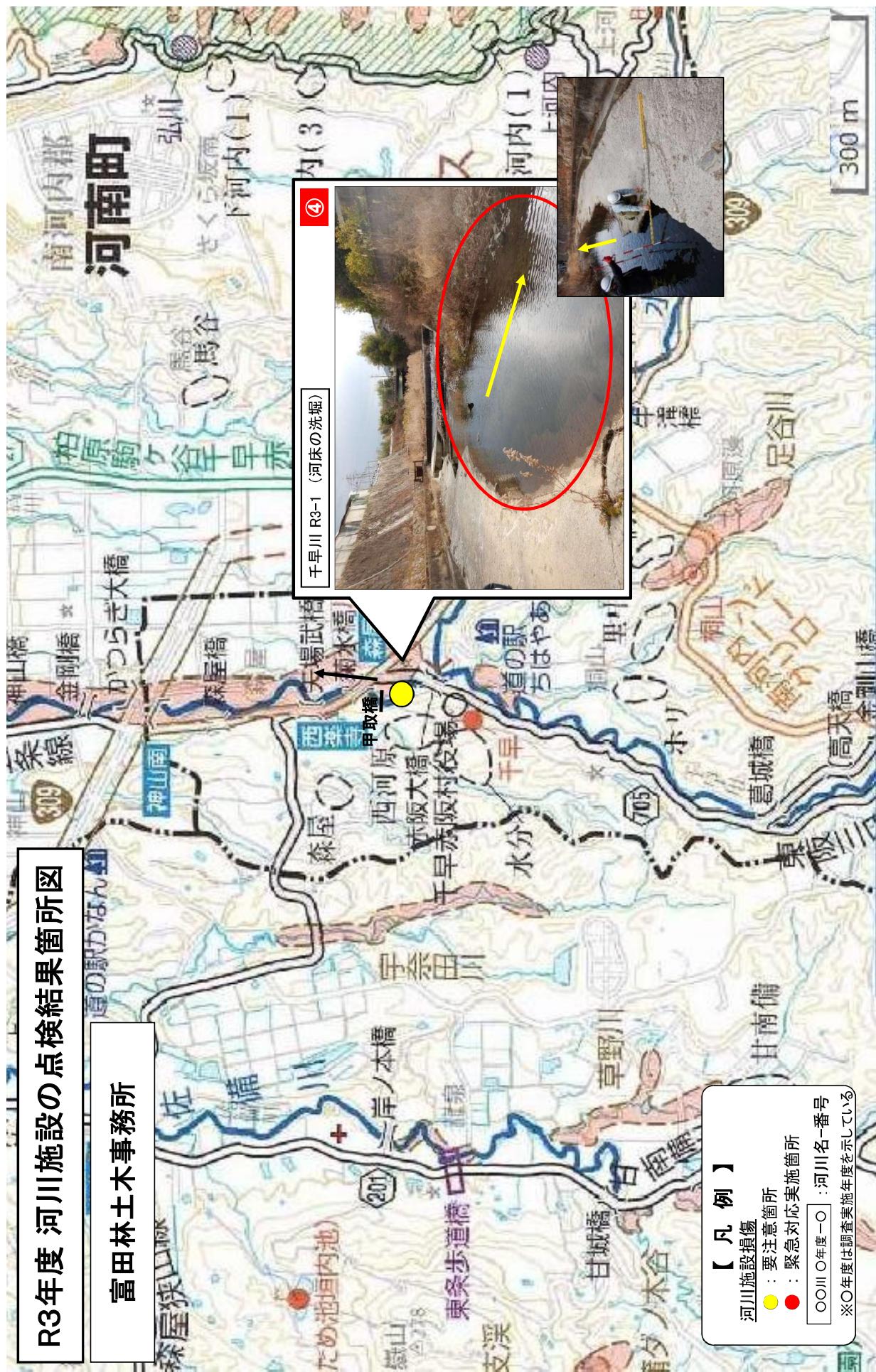
※前回までに公表した箇所で、令和4年3月末時点での対策工事が完了しているものは削除しています。

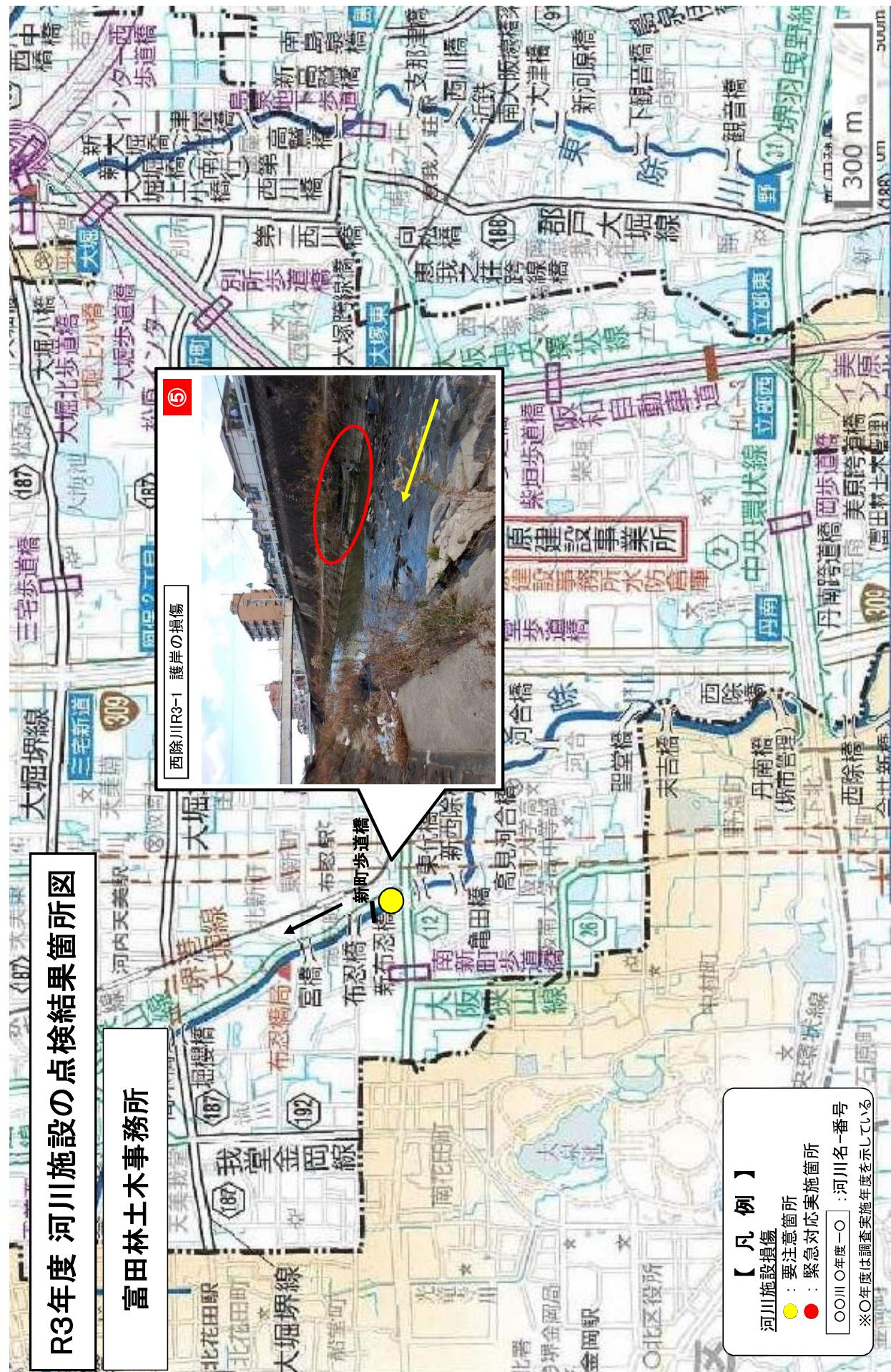












# 流域治水の推進（国の動き）

資料- 8

- ・ 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川整備を行う考え方
- ・ (主な取組1) 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し
- ・ (主な取組2) あらゆる関係者とハード・ソフト一体となった総合的な事前防災対策を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、流域治水プロジェクトの取組を推進



※：都道府県、市・町村〔 〕：想定される対策実施主体

# 流域治水関連法の概要

- 流域治水の実効性を高めるために特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(通称:流域治水関連法)が令和3年5月10日に公布され、一部の規定が同年7月15日に、残りの規定が同年11月1日に施行された。
- 流域治水関連法は、4本の柱により、以下の9法律を一體的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法②河川法③下水道法④水防法⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律⑥都市計画法⑦防災のための集団移転促進事業に係る国との財政上の特別措置等に関する法律  
⑧都市緑地法⑨建築基準法

## 法律の概要

<p>1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大<ul style="list-style-type: none"><li>- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)</li><li>◆ 地域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実<ul style="list-style-type: none"><li>- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議</li><li>- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確實に実施</li></ul></li></ul></li></ul>	<p>3. 被害対象を減少させるための対策 [特定都市河川法、都市計画法、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、建築基準法]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 水防対策を適切に実施するための環境、住まい方の工夫<ul style="list-style-type: none"><li>- 洪水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)</li><li>- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進</li><li>- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化(※予算関連)</li></ul></li></ul>	<p>4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 [水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法、河川法]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消</li><li>- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保</li><li>- 國土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加</li></ul>
<p>2. 泛濫をできるだけ防ぐための対策 [河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に強化(予算)<ul style="list-style-type: none"><li>- 利水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設</li><li>- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画的に位置付け、整備を加速</li><li>- 下水道の橈門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止</li></ul></li><li>◆ 地域における雨水貯留対策の強化<ul style="list-style-type: none"><li>- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保</li><li>- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用</li><li>- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留施設の整備を支援 (※予算関連・税制)</li></ul></li></ul>		<p>流域治水のイメージ</p>

## 特定都市河川浸水被害対策法（平成16年施行、令和3年11月改正）について

### ◆特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進するため、特定都市河川を指定

### （主な特定都市河川法の制度・施策等）

- 雨水浸透阻害行為の許可
- 流域水害対策計画の策定  
⇒河川、下水道、雨水貯留浸透施設の整備  
⇒排水ポンプ（下水道）の運転云調整
- 保全調節池の指定
- 開発・建築を制限するための規制など



大阪府：H18年に寝屋川流域において指定  
※法改正後、R3年12月に大和川流域（国・奈良県域）で指定

### ◆主な改正内容

- ① 特定都市河川指定要件の見直し
- 「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由による浸水被害防止が困難な河川で水害が頻発
  - そのため、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により浸水被害の防止が困難な河川を指定要件に追加



これまでの指定要件では、寝屋川流域のみ対象であったが、他の府管理河川でも指定が可能となった

### ② 水害リスクを踏まえた土地利用規制

#### 【貯留機能保全区域制度の創設】

- 洪水等を一時的に貯留する機能を有する河川沿いの低地などを貯留機能保全区域として指定
- 盛り土等の行為の事前届出を義務化。必要に応じて助言・勧告が可能

#### 【浸水被害防止区域制度の創設】

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を浸水被害防止区域として指定
- 都市計画上の原則開発禁止
- 住宅、要配慮者施設等の開発・建築行為にについて事前許可が必要

- 特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）の創設  
⇒流域水害対策計画に位置付けられた事業に予算を重点化

# これまでの大阪府での治水対策

- ・国の「流域治水」に先立ち、「今後の治水対策の進め方(H22.6作成)」に基づき、「逃げる」「凌ぐ」を効率的・効果的に組み合わせて、流域全体で治水対策を実施中
- ・府内8ブロックの地域において、水防災連絡協議会を設置し、関係者が協働して防災・減災対策を実施中
- ・寝屋川流域は、平成18年に特定都市河川流域に指定し、総合治水対策を推進中

## ◆大阪府の治水計画

### 河川・砂防事業の長期ビジョン

現役の幹部～中堅～次世代を担う若手職員すべてが集い、“100年後の大阪を想像”して描くこれからの大河川・砂防事業の展望

### 河川整備基本方針（法定計画）

【内容】長期的な視点に立った河川整備の基本的な考え方を示す  
【期間】～2050年頃

### 今後の治水対策の進め方

【内容】当面の治水目標について定める  
【期間】～2050年頃

### 河川整備計画（法定計画）

【内容】河川整備基本方針に基づき、当面の河川整備の具体的な内容を定めたもの  
【期間】～2050年頃

### 都市整備中期計画（行政計画）

【内容】大阪や関西全体を見据えた都市インフラ政策の中長期的な展望を持ちながら、概ね30年先を見通しつつ今後10年間に実施する事業計画  
【期間】2021年～2030年頃

## ◆大阪府の治水対策

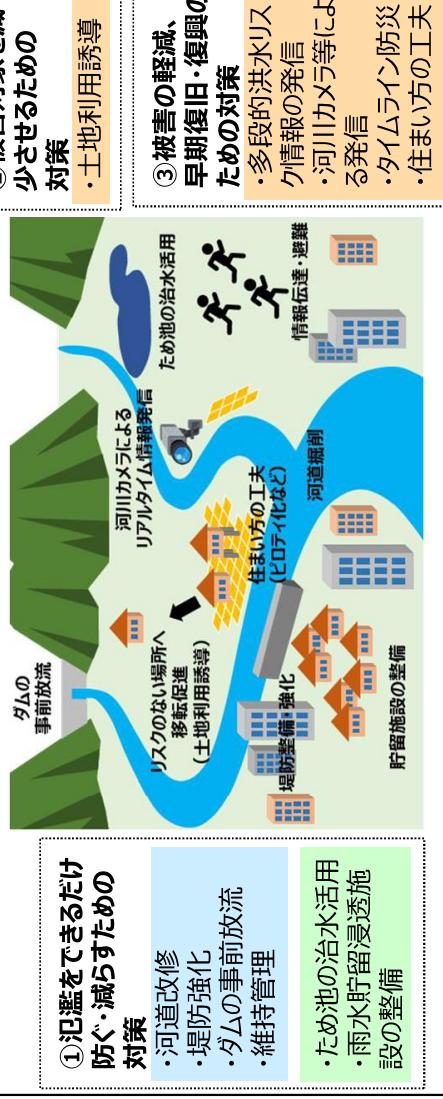
### 地先の危険度評価（洪水リスクの公表・評価）

・全国に先駆け、府管理の全154河川で高頻度から低頻度の多段型の洪水リスク情報を公表  
・河川整備計画の整備メニュー完成後の洪水リスクも公表

### 河川毎に総合的・効果的な治水対策の実施

▶ 洪水リスクを低減させる治水手法の検討

### ●現在実施している主な治水対策



### 誘導・立地適正化計画の見直し等



# 大阪府での流域治水の取組

## ◆令和3年度の取組み

- ・水防災連絡協議会に下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局が新たに参画
- ・水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26プロジェクトの流域治水プロジェクトを策定



流域の関係者による  
各地域における治水対策  
の「見える化」が実現

## ◆令和4年度の取組み

### 流域治水プロジェクトに基づく流域治水の推進

<プロジェクトのマネジメント>  
・各地域の協議会において、計画的かつ着実に進めることで、毎年の進歩管理方法を確立

⇒一級水系についてプロジェクトのロードマップを作成（二級水系はR3年度作成済）

⇒役割分担が不正確な施策については役割分担を見える化  
⇒年度当初及び中間の行政WGにおいて各施策の進歩管理、協議会で報告

<流域治水関連法による取組強化>  
・要配慮者利用施設の避難訓練の報告義務化及び避難確保計画、訓練に対する市町村の助言・勧告が可能

⇒避難確保計画作成と訓練実施を推進  
・洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大  
⇒全ての府管理河川を対象に区域指定を推進

・特定都市河川の指定条件の緩和  
⇒複数流域以外の流域において、特定都市河川に指定するか否かの検討、市町村等の関係者との調整に着手

# おおさかタイムライン防災プロジェクト

大阪府

## 【これまでの取り組み】

**タイムラインとは**  
大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰か」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したもの。

## 【プロジェクトの概要】

大阪府では、タイムラインを以下のように分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これら先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なリードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を広げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

**広域タイムライン** 5/5地域<尾張川流域、神崎川流域、安威川流域、淀川流域、大阪湾、高潮>  
比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

引継ぎ、作成・活用・改善を促進⇒訓練未実施の2流域（下線）で訓練実施  
**市町村タイムライン** 29/43町村 5市作成中

一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

引継ぎ、作成・活用・改善を促進⇒未作成地区における作成促進（令和5年度末までに全市町村で少なくとも1地区の作成を目指す）

**コミュニティタイムライン** 13市町村、48地区

自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

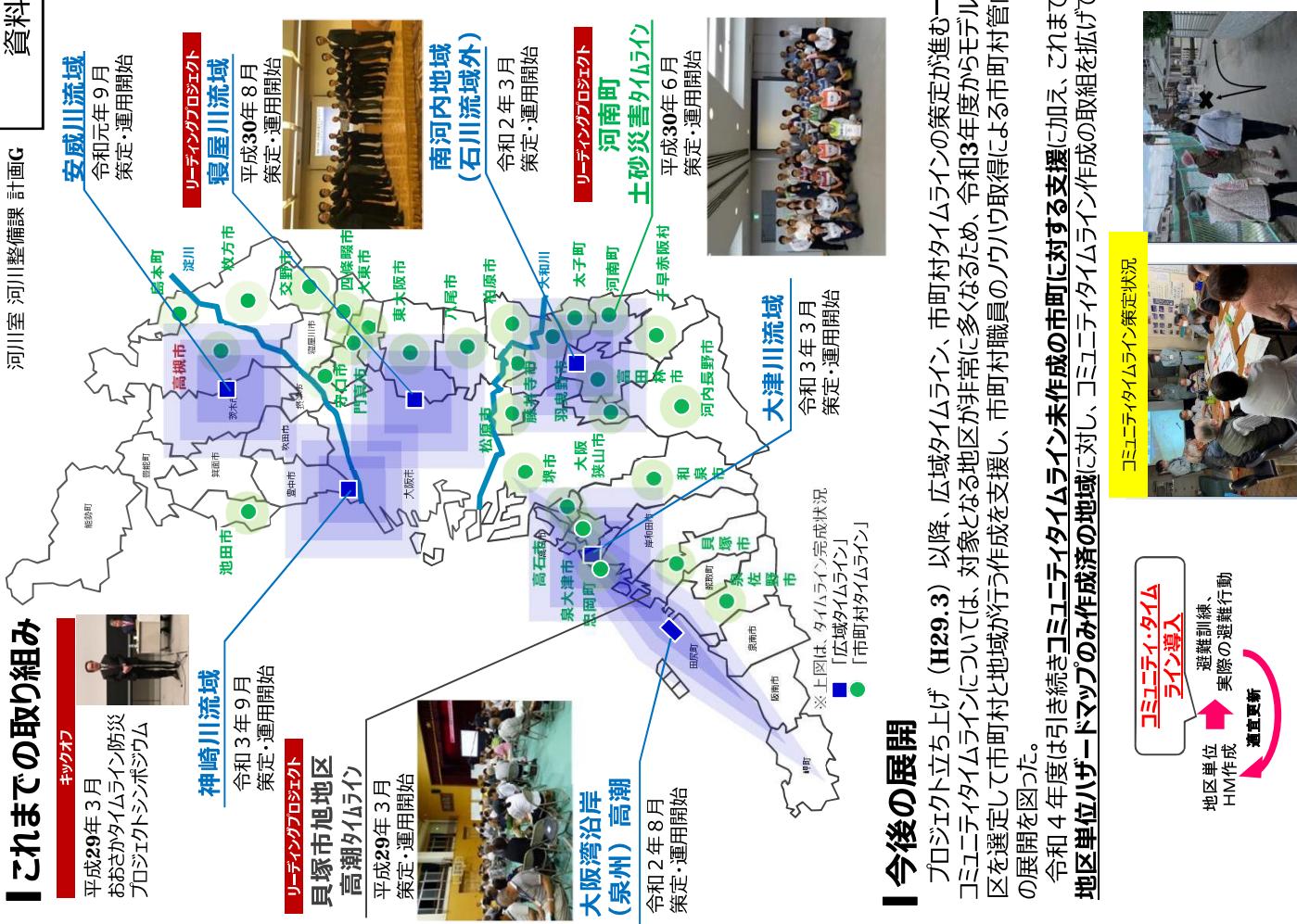
## 【課題と対応】

タイムライン分類	課題	対応
広域	●訓練が実施されていない流域がある	●全てのタイムラインで訓練を実施 ●訓練や実際の水害対応の実証を実施し、必要に応じてタイムラインを改善
市町村	●市町村への作成の働きかけ、支援 ●作成済のタイムラインの活用、改善状況が未確認	●ぶりかり、改善状況を確認
コミュニティ	●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●ノハウが十分でない場合がある	●地区単位ハガードマップ作成促進 ●事例集の活用等により横展開 ●講師、ファシリテーターの派遣支援

## 【これまでの取り組み】

河川室 河川整備課 計画G

資料9



## 【今後の展開】

プロジェクト立ち上げ（H29.3）以降、広域タイムライン、市町村タイムラインの策定が進む一方、コミュニティタイムラインについては、対象となる地区が非常に多くのため、令和3年度からモデル地区を選定して市町村と地域が行う作成を支援し、市町村職員のノハウを取得得による市町村管内で実施して、令和4年度は引き続きコミュニティタイムライン未作成の市町村に対する支援に加え、これまでに実施した実績をもとに、令和4年度は引き続きコミュニティタイムライン未作成の市町村に対し、コミュニティタイムライン作成の取組を広げていく。



# 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進

大阪府 都市整備部 事業調整室・河川室

## 1 背景・経過

### 平成21年7月 山口豪雨災害

- 土石流により特別養護老人ホームの入所者 7名が犠牲



### 平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

- 北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

### 平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律

#### ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け

### 令和2年7月 豪雨災害



- 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

## 2 法令の概要

- 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正  
⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正  
⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化  
⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



## 3 進捗状況

### 山口県防府市 (ライフケア高砂)

大阪府内の作成状況（令和4年3月末時点）				
	対象施設数	作成済み	作成率	参考)全国平均 (令和3年9月末時点)
対象施設数	9,525	3,240	354	水防法(洪水) : 73.7%
作成済み	9,287	3,240	323	土砂法 : 74.1%

※対象施設数は、令和3年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

## 4 作成促進に向けた取り組み（これまで）

### 市町村が開催する講習会における技術的支援

※コロナ禍での作成支援ツール

## 5 今後の展開

### ・計画未作成の施設や新たに对象となる施設に対して計画作成を促進

※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

### ・地域防災計画への適切な施設の位置づけ

※地域防災計画への位置付けができるできない市町村においては速やかな位置付けを依頼

### ・訓練訓練の実施促進による取組の強化

※訓練実施、訓練結果報告について、施設への依頼文書提出を市町村へ依頼  
・モデルとなる施設での避難訓練実施支援、訓練事例を協議会等で紹介

■府・市町村の役割・責任  
・府・市町村の関係部署は連携して計画作成の助言等、積極的に支援を行う。  
市町村は、作成していない施設管理者に対して指示や公表ができる。

## 資料-10

## 水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定拡大について

### ●背景と主旨

水防法に基づき、「想定し得る最大規模の『降雨』」に対応した洪水浸水想定区域を指定する河川以外において、河川氾濫による浸水被害が発生しており、リスク情報空白域における適切な洪水浸水リスクの提供が課題となっている。  
このような背景と主旨から令和3年7月に水防法が改正され、**洪水浸水想定区域の指定対象が、住家等の防御対象があり、雨量、水位情報等が入手可能な全ての河川流域に拡大※1**となった。

(防御対象：住宅、要配慮者利用施設、避難難者)が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路等)

### ●大阪府のこれまでの取組み

平成17年度～(水防法での取組み)  
洪水予報河川・水位周知河川での計画規模(1/100)の浸水想定区域の公表、指定 <計39河川>  
平成22～24年度(府管理河川でのリスク周知)…リスク情報空白地帯は解消  
全154河川全区間で洪水リスク表示図を公表(1/10、1/30、1/100、1/200) <154河川>  
平成27年度～令和3年度(水防法改正及びリスク周知の更新)  
水防法改正に伴い、想定最大規模の洪水浸水想定区域図(1/100、1/100、1/2) <154河川>

### ●洪水浸水想定区域の改正内容（水防法第14条）

(従来の対象河川) (改正後の対象河川)

洪水により相当な損害が起ころ  
重要な河川  
・洪水予報河川 水位の通知  
・水位周知河川 義務あり  
改正  
・その他河川※1 水位の通知  
義務なし

防御対象があり、水位情報等  
が入手可能な全ての河川  
・洪水予報河川 水位の通知  
義務あり  
・水位周知河川※1 水位の通知  
義務なし

### ●市町村の責務（水防法第15条）

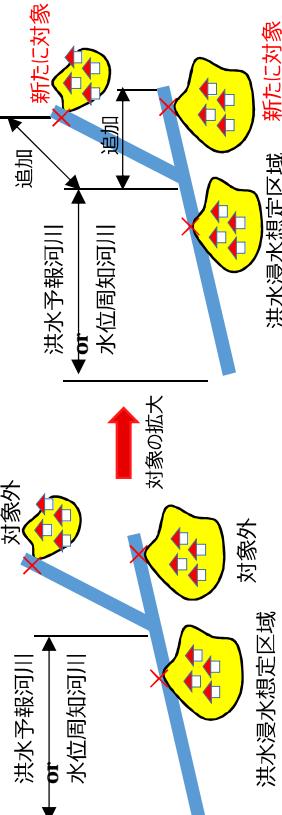
- ・浸水想定区域ごとに地域防災計画に以下を記載
  - ①洪水に関する情報の伝達方法（一部改正：洪水等に関する情報※2）
  - ②避難施設、避難路等に関する事項
  - ③市町村が行う避難訓練の実施に関する事項
  - ④地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地
  - ⑤その他避難確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域を示した印刷物（ハザードマップ）の作成・配布

#### ※2 人的災害を生ずるおそれがある洪水等に関する情報

雨量、当該河川の水位、その他の情報  
☞ 河川管理者が取得する水位情報のほか、  
気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キックル）

### ●大阪府の方針

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。



## 水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定拡大について

### ●大阪府の方針

#### (基本方針)

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

#### (指定条件)

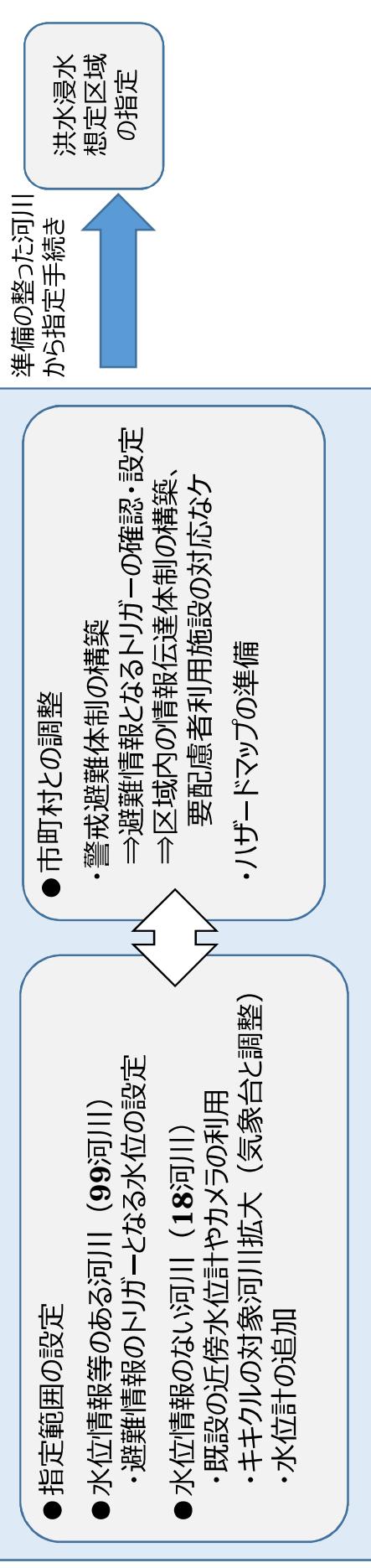
- ・想定最大規模降雨（L2）による浸水想定区域図の作成 ⇒ 令和3年度完了
- ・当該河川の水位情報等の提供（水位計等、キキクル）

#### (指定に向けた進め方)

対象河川	条件	浸水想定区域あり	未指定区域あり	水位情報
洪水予報河川（39）		26		あり 26※3
水位周知河川				
その他河川（115）		91		あり 73※4 なし 18

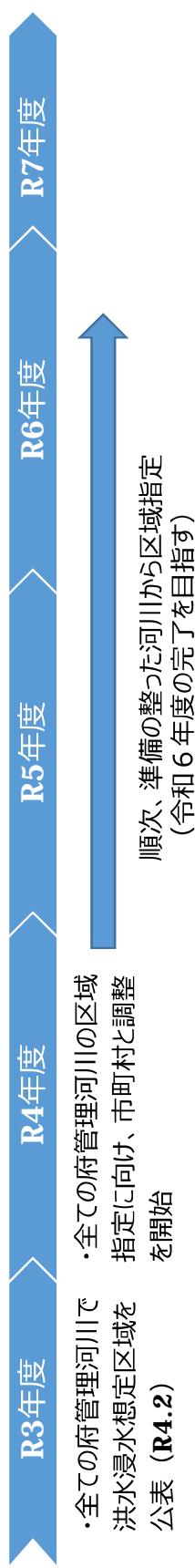
※3 洪水予報・水位周知対象区間外は別途  
※4 水位計設置河川：50 キキクルのみ：23

#### (指定のスケジュール)



#### (指定のスケジュール)

<国の方針：令和7年度までに指定完了>



令和4年5月一日  
大阪府都市整備部下水道室事業課計画G

### 雨水出水浸水想定区域の指定について

#### 1. 経過

R3年の水防法改正により、下水道により浸水対策を実施しているすべての市町村が想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定することとなった。

	雨水出水浸水想定区域	洪水浸水想定区域
法令	水防法第14条の2 → 法改正により要件が拡大	水防法第14条
浸水の定義	下水道の雨水排水能力を上回る浸水又は河川水位の上昇により下水道から放流できないことによる浸水   河川氾濫等による浸水（洪水浸水）は表現してはならない。	河川の破堤や溢水により生じる浸水   下水道由来の浸水（内水浸水）は表現してはならない。
想定最大規模降雨※	いわゆる、「ゲリラ豪雨」（総降雨量は小さいがピーク雨量は大きい）	洪水氾濫が生じる降雨（総降雨量は大きいがピーク雨量は小さい）

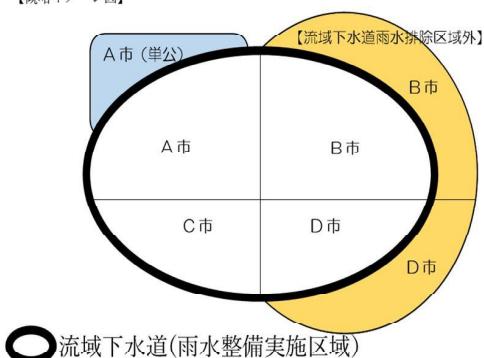
※「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」（H27.7国交省水管理・国土保全局）に基づき、内水浸水想定用の想定最大規模降雨を設定

#### 2. 想定最大規模降雨における内水浸水想定区域図の作成について

##### 1) 流域下水道に雨水排水している区域の市町

- 府が流域下水道の雨水排水区域の浸水シミュレーションを実施し、関連市町へ内水浸水想定区域図及び浸水シミュレーションデータを提供する。
- 関連市町にて流域下水道による雨水排水区域以外の浸水シミュレーションを実施し、R7年度末指定に向けて、府と関連市町の検討範囲を合体して1つの内水浸水想定区域図を作成し、R7年度末までに雨水出水浸水想定区域を指定する。

【概略イメージ図】



- 府の検討範囲  流域下水道の雨水排水区域のみ
- 各市町の検討範囲   流域下水道による雨水排水区域以外の区域
- ↓  
各市町で合体して一つの浸水想定図を作成

2) 単独で雨水排水している区域の市町

- 各市町にて、**R7** 年度末までに想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成し、雨水出水浸水想定区域を指定する。

3. 雨水出水浸水想定区域の指定スケジュール

担当	内 容	R3	R4	R5	R6	R7
流域下水道で雨水排水している区域（大阪府）	L2降雨の整理		↔			
	SIM業務委託		↔			
	管路データの提出	↔				
	10分雨量データ (中町村指定の既往最大降雨)	↔				
市単独で雨水排水している区域（関連市町）	SIM業務委託 (流域下水以外の区域)		↔	↔		
	浸水想定区域図の作成 (流域と単公等の合体作業)				↔	
	指定（HPに掲載等）					↔

※SIM：浸水シミュレーション

4. 河川データの提供について

浸水シミュレーションの実施にあたり、河川水位データ等が必要となるため、ご提供  
お願いいたします。なお、詳細については、別途依頼いたします。

以上

# 水防災情報システムの再整備について

令和4年5月 大阪府 河川室

資料-13

今後の展開  
・令和4年6月より内部向け暫定運用  
・令和4年12月より一般向け試行運用

水防災事務者（本部・事務所）向け

見逃さない  
※1分周期の水位データ取得

○施設操作のボップアップ  
水防災情報等だけでなく施設操作のタイミングについて、条件を満たせばボップアップ等で通知の上、様式を自動作成

●専用端末以外でも詳細な監視が可能  
職員端末等でも専用端末と同等の画面が確認可能で、専用端末監視者以外の目でも詳細な情報が監視できる  
(指令等の発令は誤送信を防止するため専用端末のみを想定)

○水防警報、施設操作指令の発表状況などを一目で監視  
途中で水防所に参加しても状況がすぐ分かる

●地図上で危険な箇所のみアイコンを表示する  
見たい場所を絞って監視

・令和4年6月より内部向け暫定運用：新システムの監視機能が使用可能 (ID、パスワードは別途送付予定)  
・令和4年12月より一般向け試行運用：広報実施、所内研修（事前に説明会開催）  
⇒令和5年4月より本格運用

(旧システムは3月末で終了)

使いやすい！

・地図上で河川網図を描画  
河川名の表示・危険な河川の色を変える。また河川名を表示する。

・観測局の検索機能  
地図上で観測局の検索ができる。土地勘がなくても場所が分かる

○状況の変化に応じたボップアップ機能  
ボンツアフの文言や画面遷移で次にやるべきことを表示

・付箋機能  
GIS上に自由にメモを貼り付け共有が可能。どこで向かうかが一目で分かる。

・共有フォルダ  
日誌や様式集、マニュアル集などを保存できる共有フォルダを実装し、必要な時に必要なファイルを容易に探し出せる

・地図上で危険な箇所のみアイコンを表示する  
見たい場所を絞って監視

※1分周期の水位データ取得

・データダウンロード機能  
観測データ（水位・潮位・雨量）等をCSV形式でいつでもダウンロード可能。またカメラ画像もダウンロード可能

○着信確認の効率化  
水防警報等の着信確認について、専用端末同士ではクリッキーで可能。専用端末がなくとも、市町村等でメール環境があれば、リンクをクリックすることで対応可能

○水防日誌の効率化  
雨量情報や施設操作などシステムで取得できる情報は自動で入力し、手入力の手間を削減

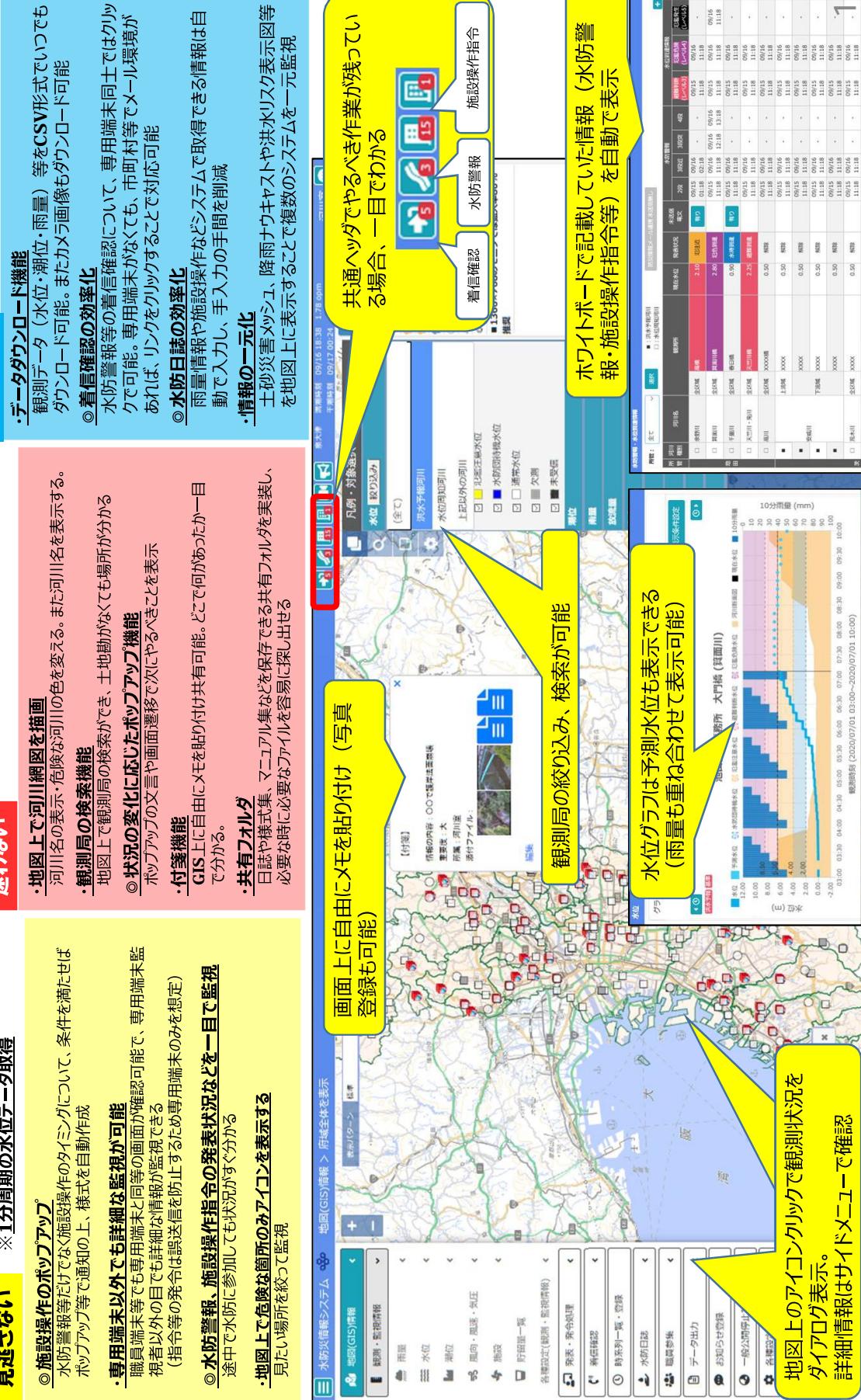
・情報の一元化  
土砂災害メッシュ、降雨ナウキャストや洪水リスク表示図等を地図上に表示することで複数のシステムを一元監視

共通ヘッダでやるべき作業が残っている場合、一目でわかる

ホワイトボードで記載していた情報（水防警報・施設操作指令等）を自動で表示

水位グラフは予測水位も合わせて表示可能（雨量も重ね合わせ表示可能）

地図上のアイコンクリックで観測状況をダイアログ表示。  
詳細情報はサイドメニューで確認

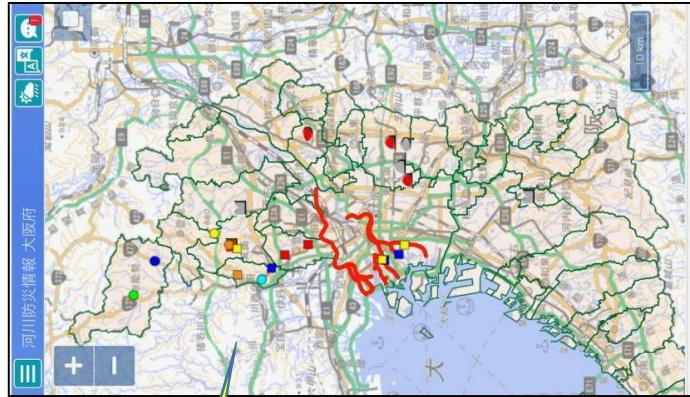


# 水防災情報システムの再整備について

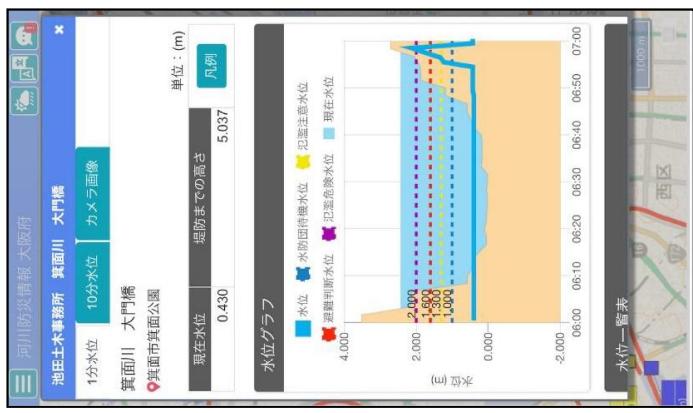
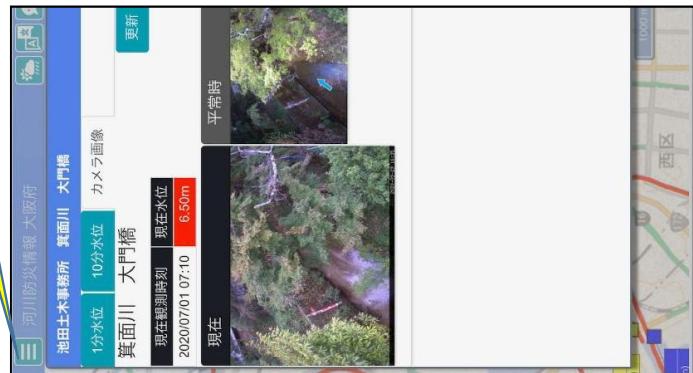
## 一般利用者向け（スマホ等）

### 分かりやすい・逃げやすい 自分のいる場所の状況と逃げる方向がすぐわかる

- スマホなど位置情報を用いた周辺状況の把握
- 水位に応じ河川の色を変化 → 洪水予報は今後の水位予測も分かる
- カメラ画像の表示
- 日本語・英語の二か国語表示
- 避難所の表示



TOP画面で自分の位置、周囲の河川状況、開設された避難所の位置が一目で分かるようになる（鉄扉の開閉状況も分かる）



色の変わった河川をクリックすると、洪水予報がある場合は、その情報が確認できる

# 防災気象情報の改善策と取組

\* 本資料に記載している内容について不明な点等ございましたら、大阪管区気象台  
予報課までお問合せください。  
必要であれば訪問等により解説を行うこともできますので、よろしくお願ひします。

2022年5月  
大阪管区気象台

## はじめに 「防災気象情報の改善策と推進すべき取組」

気象庁は、昨年度は「防災気象情報の伝え方にに関する検討会」を開催し、防災気象情報の伝え方について課題を整理し、様々な改善を行つてきました。今年度からは、シンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向け、防災気象情報全体の体系整理や個々の情報の抜本的な見直し、受け手側の立場に立つた情報への改善などの検討事項を中心に議論を行うため、「防災気象情報に関する検討会」を開催しています。

今回のは、気象庁が検討会での課題を受けて、令和3年度に実施した防災気象情報の改善事項と令和4年度に実施する取組についてお知らせします。

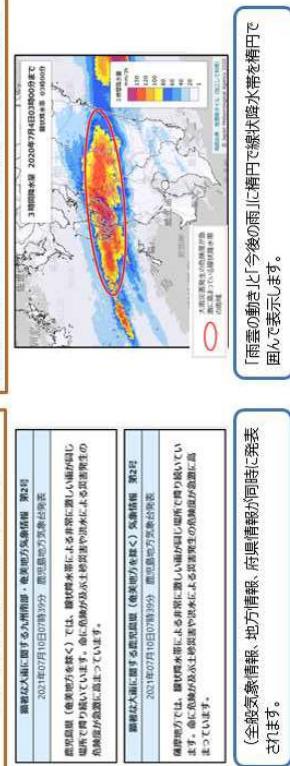
- \*すべての改善事項を掲載しているわけではありません。
- \*ここに記載している実施予定期日は資料作成時のもので後日変更になることがあります。

# 令和3年度の防災気象情報の改善の取組 その1

## 顕著な大雨に関する情報（線状降水帯がもたらす降り続く頭著な大雨への注意喚起）

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。（令和3年6月～）

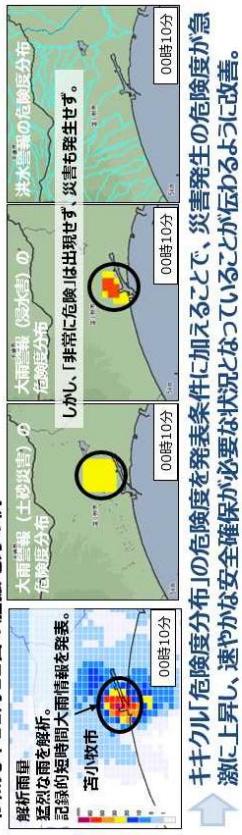
### 頭著な大雨に関する情報



## 記録的短時間大雨情報の改善

記録的短時間大雨情報を、当該市町村でキックルで「非常に危険」（警戒レベル4相当）以上が出現し、記録的短時間大雨情報の基準に到達したときにのみ発表することで、災害発生の危険度が急激に上昇し、速やかに安全確保が必要な状況となつていていることを適切に伝えられるように改善。（令和3年6月～）

### 令和元年11月12日の胆振地方の例



キックル「危険度分布」の危険度を発表条件に加えることで、災害発生の危険度が急激に上昇し、速やかに安全確保が必要な状況となつていることが伝わるようになります。

## 顕著な台風等が接近した際のかけ方の改善

大雨や暴風等によってどのような災害が想定されるのかがより伝わるよう、平時と緊急時で起こりうる災害の伝え方を変えるなど、状況に応じた効果的なタミングで解説を一層強化。「特別警報級の台風」という表現を使用する場合は、大雨や暴風等によってどのような災害が想定されるのかがより伝わるよう解説を一層強化。（令和3年出水期～）

### ①主な災害時に観測された風速と被害写真を例示

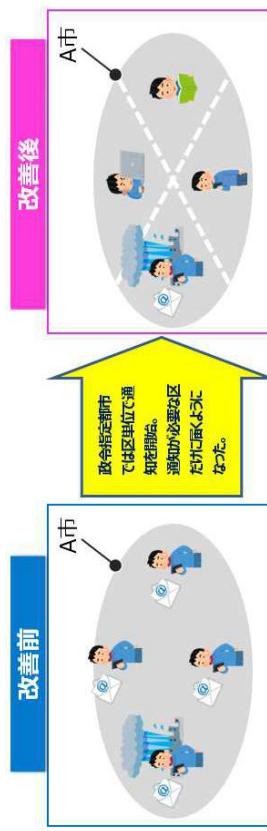


### ②風速によって起こり得る災害を解説

風速	災害	風速	災害	風速	災害
20m/s未満	倒木・倒壊	30m/s未満	倒木・倒壊	40m/s未満	倒木・倒壊
20~25	倒木・倒壊	30~35	倒木・倒壊	40~45	倒木・倒壊
25~30	倒木・倒壊	35~40	倒木・倒壊	45~50	倒木・倒壊
30~35	倒木・倒壊	40~45	倒木・倒壊	50~55	倒木・倒壊
35~40	倒木・倒壊	45~50	倒木・倒壊	55~60	倒木・倒壊
40~45	倒木・倒壊	50~55	倒木・倒壊	60~65	倒木・倒壊
45~50	倒木・倒壊	55~60	倒木・倒壊	65~70	倒木・倒壊
50~55	倒木・倒壊	60~65	倒木・倒壊	70~75	倒木・倒壊
55~60	倒木・倒壊	65~70	倒木・倒壊	75~80	倒木・倒壊
60~65	倒木・倒壊	70~75	倒木・倒壊	80~85	倒木・倒壊
65~70	倒木・倒壊	75~80	倒木・倒壊	85~90	倒木・倒壊
70~75	倒木・倒壊	80~85	倒木・倒壊	90~95	倒木・倒壊
75~80	倒木・倒壊	85~90	倒木・倒壊	95~100	倒木・倒壊

## キックル通知サービスの細分化

住民の自主的な避難の判断によりつながるよう、キックル「危険度分布」の通知サービスについて、政令指定都市については、よりきめ細かい区単位でも通知を開始。（令和3年6月～）



# 令和3年度の防災気象情報の改善の取組 その2

## 大雨特別警報（土砂災害）指標の改善

大雨特別警報（土砂災害）の長時間指標と短時間指標を統一し、警報、土砂災害警戒情報で使用している土壤雨量数を使用するよう改善。  
(令和3年6月～)

発表指標	50年に一度の値 <5kmメッシュ>			危険度分布の技術 (指標) <1 kmメッシュ>		
	48時間雨量	3時間雨量	土壤雨量指標	最大危険度 (震い率)	新たな指標に 新しい医療相 互いに連携	新たな指標
土砂災害	長時間指標 新たな指標	50格子	—	50格子	出現	—
	長時間指標 短時間指標	50格子	—	50格子	—	10格子
浸水害	長時間指標 新たな指標	—	10格子	10格子	—	—
	長時間指標 短時間指標	—	—	—	—	10格子
土砂災害	長時間指標 短時間指標	50格子	—	50格子	—	—
	長時間指標 短時間指標	—	10格子	10格子	—	—

## 警戒レベルと対応した高潮警報に改善

自治体や住民が高潮警報のみ必要となる警戒レベル4に相当しているかを判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える可能性が高い注意報」は、高潮警報（警戒レベル4相当）として発表する。(令和3年6月～)

十箇所 午後の体感 晴天時 晴天時									
暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える可能性高い注意報」は、高潮警報（警戒レベル4相当）として発表する。									
高潮からの避難が必要な状況であることがより明確に伝わるようになり、より安全なタイミングで住民が避難することができる可能に。									
高さ 土砂災害 土砂災害 土砂災害 土砂災害 土砂災害 土砂災害 土砂災害 土砂災害 土砂災害									
海上 地下 地下 地下 地下 地下 地下 地下 地下 地下									

## 気象庁ホームページが使いやすくなりました

表示の見やすさ、操作しやすさを重視（スマートフォン表示にも対応）。トップページの分かりやすい場所からワンクリックで、地域の防災ページに遷移。当該地域に発表中の防災情報が一目で分かるようにアイコン表示するとともに、様々な情報を1ページにまとめて表示。要素は、利用者が独自にカスタマイズ可能。



## 熱中症警戒アラートの運用開始

気象庁と環境省は、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動を効果的に促す「熱中症警戒アラート」を運用を開始。(令和3年4月～)

3. 発表の基準

- ・府県予報区内のどこかの地点で屋外さ  
指數(WBGT)が33以上になると予  
測される場合に発表

2. 発表方法

- ・熱中症警戒アラート
- ・熱中症警戒情報を、熱中症の発生の相  
関が居るところを聞き取るために用  
いる分析的な情報等は極  
めて重要

1. 背景

環境省・気象庁が新たに設定する、暑さの「気づき」を呼びかけるための指  
標、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、國  
民の熱中症予防行動を効果的に促す。

(注1)日本気象学会による「熱中症予防ガイド」  
(注2)日本気象学会による「熱中症予防ガイド」

# 令和4年出水期における防災気象情報の改善について

## 主な取組の紹介

1. 高潮の早期注意情報の運用開始
2. キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合
3. 大雨特別警報（浸水害）の指標の改善
4. 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

# 1. 高潮の早期注意情報の運用開始

- ▶ 台風が存在する場合にのみ発表していた高潮の警報級の可能性を、早期注意情報（警報級の可能
- 性）として毎日発表するように改善
- ▶ 気象庁ホームページの「警報・注意報」のページに各地の高潮の早期注意情報を掲載
- ▶ これらの改善を令和4年8月下旬に実施予定

## 現状

●月10日17時現在									
日	10日 0時	10日 18:30時	11日 0時	11日 18:30時	12日 0時	12日 18:30時	13日 0時	13日 18:30時	14日 0時
東北地方	大雨								
北海道	暴風								
高瀬									
東海	大雨								
近畿甲信地方 (伊豆諸島を除く)	暴風								
高瀬									
伊豆諸島	暴風								
高瀬									

## 台風時



台風が存在するかどうかにかかわらず、毎日、高潮の早期注意情報（警報級の可能性）を発表。

## 運用開始後

○年●月12日11時 気象庁 発表										15日	
東京地方では、13日までの期間内に「高」及び「中」はない。今後の情報に留意。										16日	
東京都東京地方	12日			13日			14日			15日	
	12-18	18-24	00-06	06-12	12-24	-	-	-	-	〔中〕	〔高〕
警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〔中〕	〔高〕
1時間 最大	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	-	-
3時間 最大	25以下	25以下	25以下	25以下	25以下	25以下	25以下	25以下	25以下	-	-
大雨										-	-
24時間 最大										50以下	-
警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6時間 最大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
大雪										-	-
24時間 最大										0	-
警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〔中〕	〔高〕
暴風(雪)	陸上	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下	-	-
最大風速	海上	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下	-	-
警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〔中〕	〔高〕
波浪	波高	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	-	-
高潮	警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5日先までの高潮の警報級の可能性を、図形式の気象情報等により、バーチャートで発表。

## 台風以外

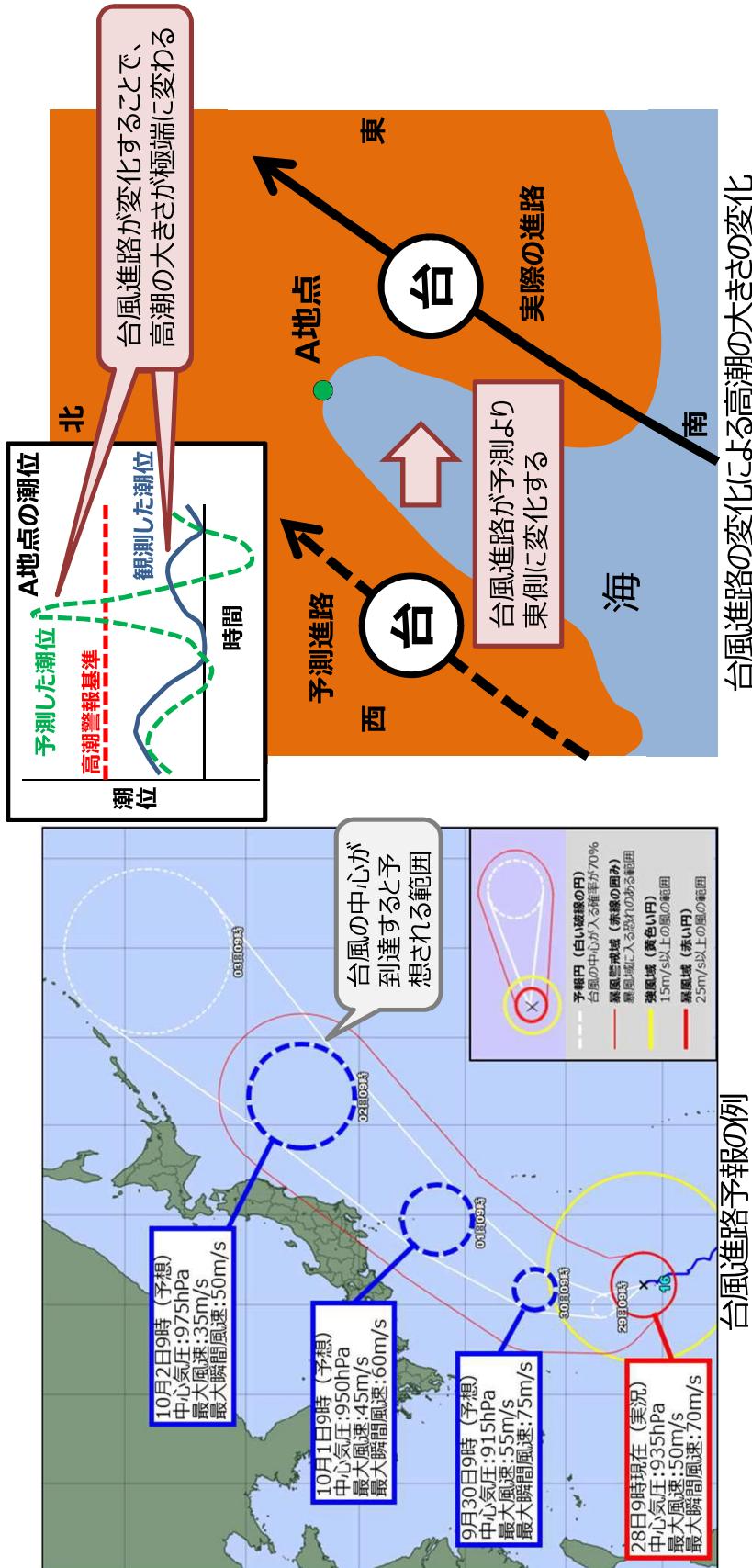


（高潮の警報級の可能性発表なし）  
気象庁ホームページページでの高潮の早期注意情報の掲載イメージ

# 1. 高潮の早期注意情報の運用開始

## 令和4年8月～ 改善予定

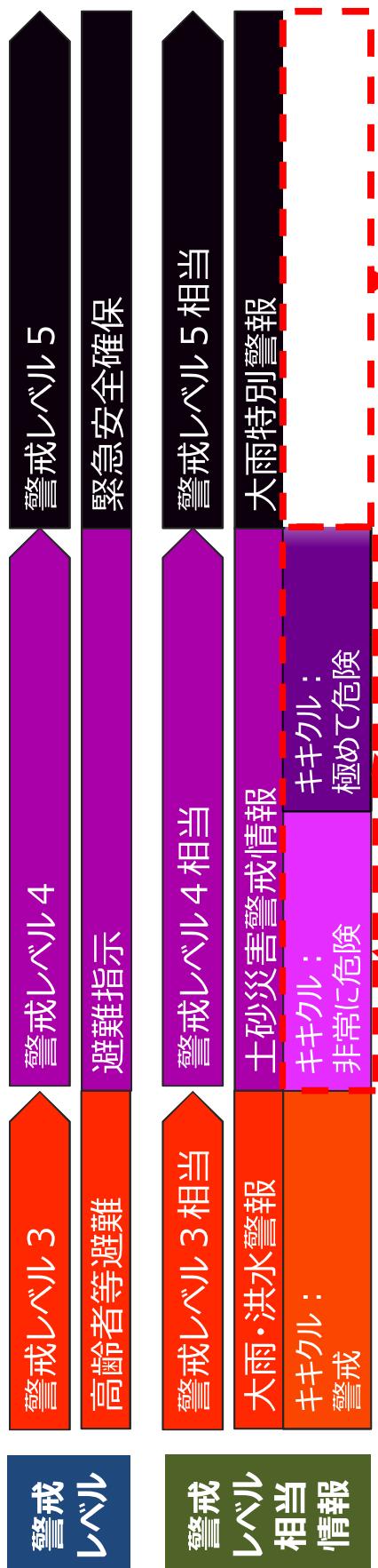
- ▶ 高潮の大きさは台風進路のわずかな変化で極端に変わり、警報級の高潮が予測されても、その後の台風進路によっては実際には警報級の高潮となりない場合があります。
- ▶ このように高潮の量的予報は不確実性が大きいことから、早期注意情報の中で、高潮の量的予報の提供を行いません。
- ▶ 高潮の量的予報は最新の警報・注意報や気象情報などで確認してください。



## 2. キクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

令和4年6月30日～  
改善予定

- 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報が変更どなったが、  
警戒レベルのカラーコードとキクル（危険度分布）のカラーコードが一致していない。
- 大雨特別警報は、市町村は警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の判断が困難。



①警戒レベルのカラーコード  
と一致していない。

②キクル「黒」が無く、市町村は警戒レベル5緊急安全  
確保の発令対象区域の判断が困難。

※ 大雨特別警報（土砂災害）は、土砂キクルの技術を活用した1kmメッシュ毎の基準値（は設定済みだが、大雨特別警報（浸水害）については、まだキクルの技術を活用した1kmメッシュ毎の基準値は未設定）。

大雨・洪水警報の危険度分布について今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する危険度分布「黒」を新設するまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の継続込みに活用する。（「避難情報に関するガイドライン」（内閣府））

## 2. キクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

令和4年6月30日～  
改善予定

### 警戒レベル4に相当するキクルは紫です

キクルの色	警戒レベル	これまでのキクル	これまでの色	警戒レベル
黒 災害切迫	5相当	警戒レベル4 の「紫」と一致	濃い紫	－
紫 危険	4相当		うす紫	4相当
赤 警戒	3相当		赤	3相当
黄色 注意	2相当		黄色	2相当
白(水色) 今後の情報等に留意	－		白(水色)	－



九州北部豪雨における赤谷川の被害状況  
(平成29年7月7日国土地理院撮影)

質問1) キクル「黒」が表示されない場合は災害は発生しないのですか？

⇒そうではありません。「黒」は、大雨による災害がすでに発生している可能性が高い状況であり、災害が発生する前にも出現するとは限りません。このため、「黒」を持つことなく、「紫」が出現した段階で、速やかに安全な場所に避難することが極めて重要です。

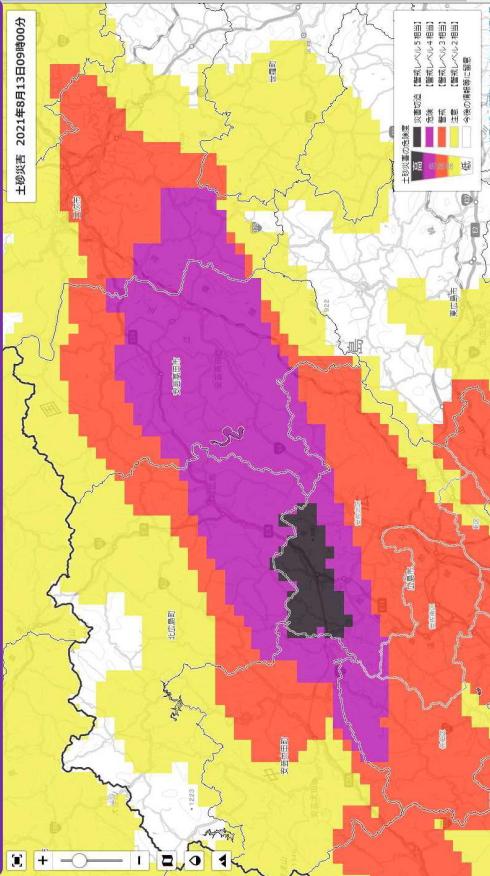
質問2) 市町村から発令される避難情報はどう違うのですか？

⇒市町村から発令される避難情報が発令された際には速やかに避難行動をとつてください。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する紫や高齢者等の避難者がいる警戒レベル3に相当する赤色が出現した際には、避難指示等が発令されないなくても、自主的に避難の判断をすることが重要です。

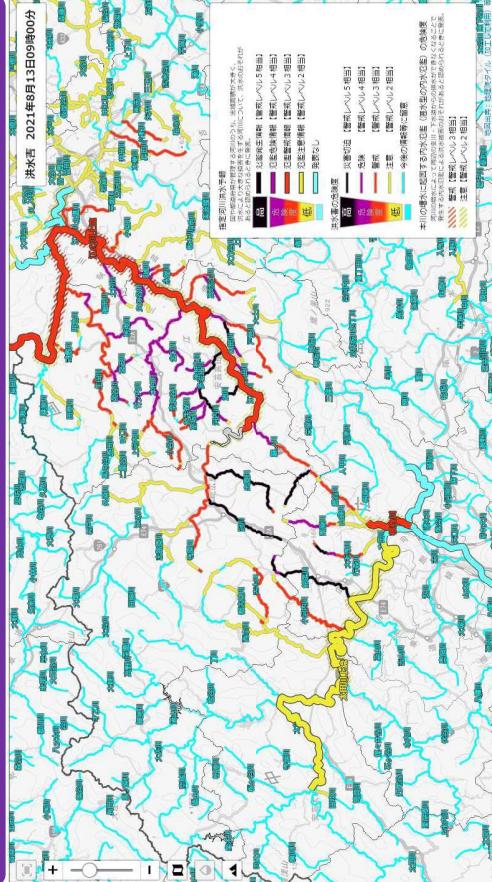
## 2. キクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

令和4年6月30日～  
改善予定

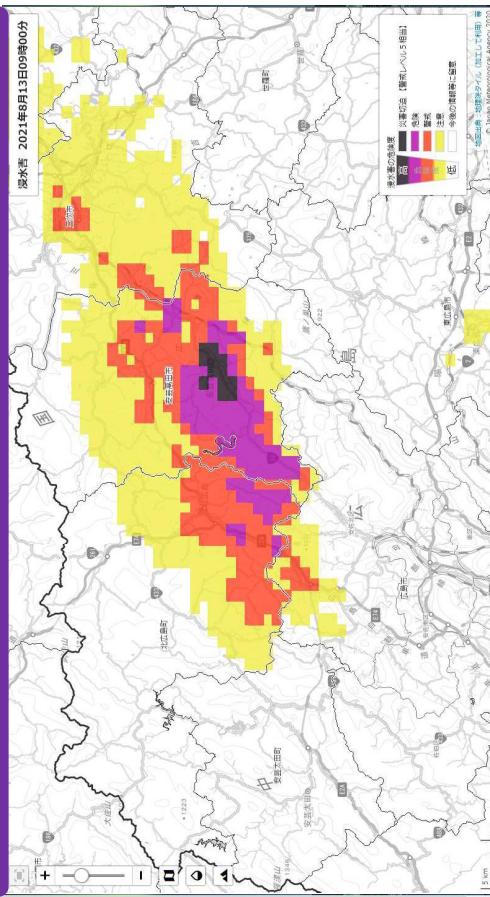
### 土砂キクル



### 洪水キクル



### 浸水キクル



### 「黒」と「紫」の意味と住民等の行動例～土砂災害の例～

現状		改善後	住民等の行動例
色が持つ 意味	状況	色が持つ 意味	状況
極めて 危険	命に危険が及ぶ 土砂災害がすでに発生 している状況。	命に危険が及ぶ 土砂災害がすでに発生 していない状況。	この段階の前に避難を完 成しておこう。
非常に 危険 【4相当】	命に危険が及ぶ 土砂災害がいつ発生 してもおかしくない 状況。	命に危険が及ぶ 土砂災害警戒区域等の 外へ避難する。	<警戒> 危険 【4相当】

「警戒」（赤）、「注意」（黄色）、「今後の静候等に留意」（無色）についても変更なし。

「災害切迫」（黒）（は、土砂災害がすでに発生している可能性が  
高い状況であり、土砂災害が発生する前にも出現するとは限  
らない）。このため、「災害切迫」（黒）を待つことなく、「危険  
（紫）」が出現した段階で、速やかに安全な場所に避難することが  
極めて重要である。

令和4年6月30日～  
改善予定

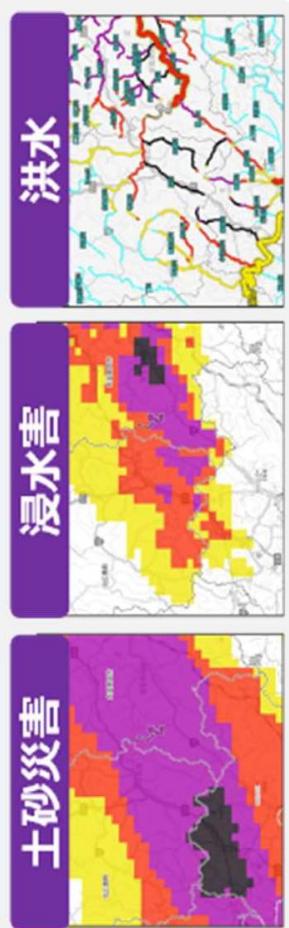
## 2. キクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

### 防災情報提供システムのメール通知もキクルの変更に対応

- 大雨時の防災対応に役立てていただきために、キクル（危険度分布）の危険度の高まりを市町村単位で通知※する防災情報提供システムのメールを実施しています。
- このメール通知[1]についても、キクルの危険度の変更に対応します。

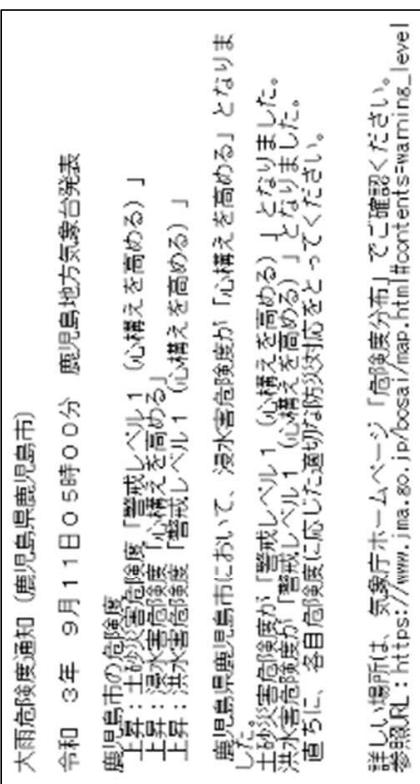
### 受信設定可能な条件

- 災害種別**  
土砂災害、浸水害、洪水又はそれらを総合した危険度のうち、受信したいものだけを選択可能。
- 危険度**  
早期注意情報以上、「注意」（黄色）以上、「警戒」（赤）以上、「危険」（紫）以上のいずれか。
- 配信対象地域**  
二次細分区域又は一次細分区域単位で設定可能



※お問い合わせ場所は、気象庁ホームページ「危険度分布」をご確認ください。  
参考URL：[https://www.ima.go.jp/bosai/kishou/#contents-warning\\_level](https://www.ima.go.jp/bosai/kishou/#contents-warning_level)

### メールのイメージ



※ キクル(危険度分布)の通知サービスについては、以下のリンク先の5つの事業者でも実施しています。  
各社のアドバイス等の仕様により通知の条件が異なる場合がありますので、詳しくは各社の説明をご覧ください。

<https://www.ima.go.jp/ima/kishou/>

### 3. 大雨特別警報（浸水害）の指標の改善

令和4年6月30日～  
改善予定

＜改善のポイント＞ 警戒レベル5相当の状況に一層適合させるよう、災害発生との結びつきが強い「指數」を用いて大雨特別警報（浸水害）の新たな基準値を設定。

#### ＜改善前の課題＞

大雨特別警報（浸水害）を発表したが多大な被害までは生じなかつた事例が多くみられる（例：平成26年8月の三重県の大雨水害事例、平成26年9月の北海道の大雨水害事例、平成29年7月の島根県の大雨水害事例）。

また、多大な被害が発生したにも関わらず、大雨特別警報（浸水害）の発表に至らなかつた事例もみられる。

#### 大規模な浸水害を高い確度で適中させるよう指標、基準値を設定

特別警報の指標に用いる 基準値	中小河川氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように流域雨量指數の指標、基準値を設定	内水氾濫に起因する大規模な浸水害を適中させるように表面雨量指數の指標、基準値を設定
--------------------	---	---

洪水キックル「災害切迫」（黒）の判定に用いる。

浸水キックル「災害切迫」（黒）の判定に用いる。

- ✓ 大雨特別警報（浸水害）の対象地域を大幅に絞り込んだ発表が見込まれる。
- ✓ 島しょ部など狭い地域への発表も可能となる。
- ✓ 警戒レベル5相当の情報としての信頼度を高め、住民や自治体等の防災対応を強力に支援。

#### （参考）改善前の大雨特別警報（浸水害）の発表条件

以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、洪水キックル又は浸水キックルで5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に発表。

- ① 長時間指標 48時間降水量及び土壤雨量指數において、50年に一度の値以上となつた5km 格子が、ともに50格子以上まとめて出現。  
② 短時間指標 3時間降水量及び土壤雨量指數において、50年に一度の値以上となつた5km 格子が、ともに10格子以上まとめて出現。

#### 4. 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

令和4年6月1日～  
開始予定

6月1日から、産学官連携で、スーパーコンピュータ「富岳」も活用し、世界最高レベルの技術を用いた線状降水帯予測を開始します。

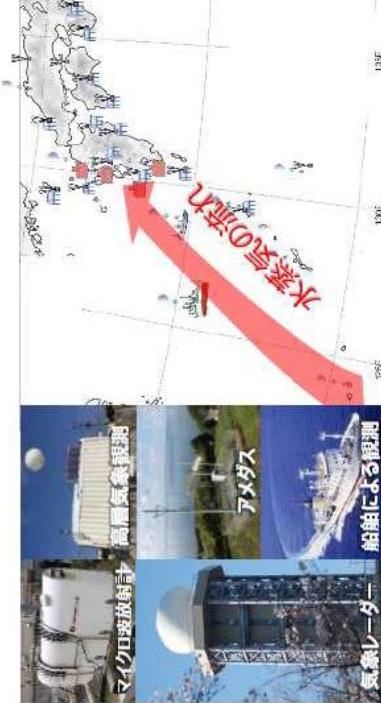
<令和4年度の実施内容>

##### 半日前からの予測情報の提供



##### 水蒸気観測の強化と 集中観測の実施

- 観測機器の整備を強化・前倒し
- 産学官連携を活用し、大学や研究機関との連携による集中観測を実施



##### スーパーコンピュータ「富岳」 の活用

スーパーコンピュータ「富岳」を活用し、開発中の予報モデルのリアルタイムシミュレーション実験を実施

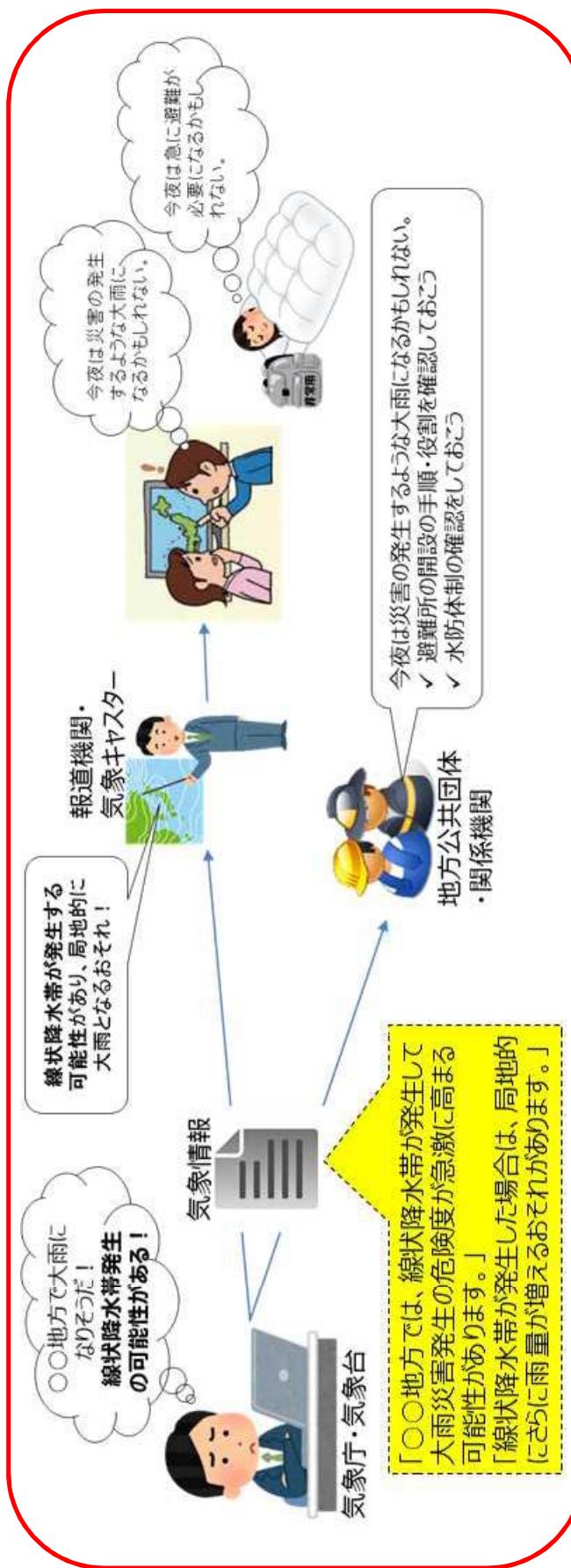
線状降水帯による大雨について、早めの避難につなげるため、たとえば、「半日後に、九州北部で発生」といった予測を開始。  
(深夜や未明の状況を予想して、明るいうちに避難の心構えを！)



今後、引き続き技術開発等を進め、更なる予測精度向上を図っていく

## 4. 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

令和4年6月1日～  
開始予定



### ・線状降水帯による大雨の可能性をお伝え



※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討